

令和6年第2回矢掛町議会第1回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和6年3月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午後 3時28分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	川 上 淳 司	出	10	花 川 大 志	出
11	土 田 正 雄	出	12	浅 野 毅	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 町 長 山 岡 敦           | 副 町 長 山 縣 幸 洋     |
| 教 育 長 山 部 英 之       | 企画財政課長 松 嶋 良 治    |
| 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹     | 税 務 課 長 妹 尾 一 正   |
| 健康子育て課長 小 川 公 一     | 福祉介護課長 稲 田 由 紀 子  |
| 産業観光課長 池 田 敏 之      | 建 設 課 長 渡 邊 孝 一   |
| 上下水道課長 平 井 勝 志      | 教 育 課 長 藤 原 徳 忠   |
| 病 院 事 務 長 坪 田 芳 隆   | 会 計 管 理 者 稲 田 欽 也 |
| 介護老人保健施設事務長 小 出 優 子 | 総務防災課長代理 立 川 人 士  |
| 企画財政課財政係長 石 井 亮 太 郎 |                   |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 一般質問 9番, 8番, 7番, 5番, 2番, 6番, 11番, 1番, 12番, 3番, 4番

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（花川大志君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日から18日までの本会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 9番, 8番, 7番, 5番, 2番, 6番, 11番, 1番, 12番, 3番, 4番

**○議長（花川大志君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は11名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。

まず、9番川上淳司君、お願いいたします。川上君。

**○9番（川上淳司君）** おはようございます。議席9番の川上淳司です。通告により質問いたします。

まずもって、能登半島地震で亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、通告により質問に移らせていただきます。私は、矢掛高校の存続について、町民の努力により一定の道筋は付いたと思っております。もう少し先の考え方が必要と思われれます。一歩前に進むことについて、私は、小学校・中学校・高校を小中高一貫校を導入したらどうかということを問いたいと思います。

県下ではまだ取組がないと思いますが、県内初の取組として、また、新しい道筋を付ける意味でも取り組んでいく必要があると思いますが、教育課のお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** おはようございます。それでは、9番川上議員の小中高一貫校を導入したらどうかという御提案につきまして、教育課からお答えをいたします。

現在、我が国において小中高一貫校が存在しますが、その形態や運営方法は地域や学校によって異なります。一部の地域では小学校から高校までを一貫して運営する一貫校がございますが、全国的にはまだまだ普及しているとは言い難い状況です。一貫校の中にも、小中一貫校、そして中高一貫校など、学校段階の組み合わせやカリキュラムの形態によってさまざまなバリエーションが存在します。

現在矢掛町では、矢掛中学校と矢掛高等学校の連携・交流学习に積極的に取り組んでおります。矢掛中学校3年生は矢掛高校に行き、高校生と一緒に授業を受けるという体験学習を行いました。中学校2年生は、高校の先生に中学校に来ていただき、国語、英語、理科の3教科で出前授業を受けました。また、中学校1年生は、矢掛高等学校3年生代表生徒2名に来ていただき、矢掛高校の魅力や高校での過ごし方について話をしてもらいました。さらに、本年度は矢掛高校のほぼ全員の先生方が、矢掛中学校を訪問して各学年各教科の授業視察をされ、校内研修を積み重ねて高等学校の授業改善に取り組まれました。

小学校と中学校の連携・交流学习も同様に実施しているところでございます。

さらに、矢掛高等学校では、小学校や保育園・こども園も含めて地域と連携した体験学習“やかげ学”という1年間にわたる長期体験学習を通して、生徒一人ひとりの自立し協働する力を伸ばすとともに、

地域の方々とのきずなを深め、課題発見力とか思考力、判断力の育成に努めています。その成果は、昨年12月に開催された、やかげ学発表会で披露されました。

教育課といたしましては、このような小中高が連携した矢掛町ならではの教育を更に充実、発展、そして発信していくことが重要であると思います。

これからも、町民の皆様の御意見をお聞きしながら、県立高校の設置者である岡山県と地元自治体である矢掛町とが緊密な連携を図り、県立矢掛高等学校の存続と魅力アップに向けて努力してまいりたいと考えております。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** 丁寧な御説明ありがとうございました。

今の状況は確かに、そこまではいってるといいのはよくわかっておりますが、今後、やっぱり私達が考える教育っていうのはそういうものじゃなくて、なぜ小中高一貫をやっていただきたいかっていうことですが、まずは公立高校なんで、取りこぼしのない学校。そして、LGBTQを重んじた多様性のある学校。また、公立高校であるためだけでなく、今の状況ではブラジルの子が来たり、いろいろな国から来てる子がいるんで、多言語で教育できる学校。そういうふうなものを目指していけば、矢掛高校の育成が安定するんじゃないかと思っております。

今回、基本的に募集の段階で言いましたけど、ついに定員以上の応募がありまして、普通科コースは大丈夫だったと思いますが、まだビジネスは割り込んでおりますし、やっぱりそういうふうな部分で何かしらの対策を練っていかないと、結局この矢掛町に、教育の場、一番高等教育が高校であるなら高校を残していかないと、今後の要するに、まちが成り立っていかないと思っておりますので、その部分をもう少し考えていただくようなことはできないかと思っておりますので再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 教育長。

**○教育長（山部英之君）** 川上議員から県立矢掛高等学校がもう一歩前に進むための御提案をいただき、大変ありがとうございます。

先ほど御紹介させていただいたように、本町では、設置者が異なる小学校・中学校・県立高等学校が地域の皆様方の御支援・御協力をいただきながら柔軟に連携してさまざまな教育活動の創意工夫を行っております。

先ほど御提案いただきました多言語にわたる、そして現代的な課題を踏まえた教育、それは高等学校のみならず、小学校、中学校にも課せられた大きな課題だと思っております。そのような課題を踏まえながら、現段階で行っております小・中・高等学校の柔軟な連携の中で、その課題解決に役立てられるような教育を推進していきたいと考えております。

私は、美しい自然に恵まれた歴史と文化のまち、この矢掛町という共通のフィールドにおいて、小・中・高校生が触れ合い、学び合い、お互いに理解し合いながら、より良く成長している姿、これを本当にうれしく思っております。その成果が、先ほど御指摘いただいたように、先月末に公表された2024年度の岡山県内公立高校一般入試出願状況に表れているといえます。

これからも、町民の皆様の御意見をお聞きしながら、岡山県とこの矢掛町とが緊密な連携を図り、知恵を出し合いながら存続に向けて努力してまいりたいと考えております。終わります。

**○議長（花川大志君）** 川上君。

**○9番（川上淳司君）** よくわかりました。本当に教育委員会の取り組まれている内容、よく理解できましたし、やっぱり皆さんにわかっていただける部分だと思っております。今後、ますますなんですけど、小学校・中学校・高校、厳しい状況にさらされていくと思います。少子化も待ったなしで来ております。現在の状況を維持しつつ、魅力ある学校にしていくにはどういうことをしていけばいいか、そういうことを今後も教育のほうでも考えていただいて、これにこだわることはないんですけど、ますますの連携を取っていただいて、高校、小中高の教育が必ず地元に根付くような教育方針を今後見せていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

また、いつも教育課長がお答えになるんですけど、教育課長、今回で残念なことに御勇退されるということを伺っております。この場で会うことはもうないと思いますが、今後も一層の御活躍を期待しておりますので、頑張ってくださいようお願いいたします。簡単ではありますが、お礼とさせていただきます。

以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、8番石井信行君、お願いいたします。石井君。

**○8番（石井信行君）** 議席番号8番、日本共産党の石井信行です。質問に先立って、能登半島地震の被災者の方々、り災者の方々への心からのお見舞いと、それから侵略を続けるロシア、ジェノサイドを続けるイスラエルに即時停戦に応じよと抗議をして、質問に入らせていただきます。

1点目は、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助を求めるという質問です。加齢性の難聴は、40歳代から始まり65歳から74歳までは3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。

聴力の低下によって、家族や友人との会話がうまくできなくなり、つながりは減り、孤立し、引きこもりがちになると指摘されていますし、私が見聞きする範囲でも「うちのおじいさんは、もうなんぼ言うてもわからんけん、もう話をせん」というふうな声をよく聞きます。それに伴い、うつ病の発生リスクを大きくする一つの要因とも言われています。さらに、聴力低下に伴い危険を察知する能力も低下するので、交通事故や転倒などのリスクも増します。また、国際アルツハイマー病協会によれば、認知症の危険因子とも指摘しています。

ある種の場合ですが、介護認定の際に行った聴力調査によると、普通の会話がやっとできる4割、大声なら聞こえる2割、合わせて6割の人が難聴と判定されたというのを聞きしました。矢掛町でも、かなりの人が難聴で悩んでおられます。

補聴器は片方で4万円くらいからありますが、機種によっては30万から40万と高額です。両方合わせると60万から、安くても4万円ですから8万円、30万だと60万、40万だと80万、50万を超えると100万円を超える買い物になるそうです。障害者手帳をお持ちの方には公的補助がありますが、初回限りです。

全国の自治体のうち、今年の1月時点で239自治体が、補聴器購入の公的補助に踏み切ったそうです。岡山県でも、備前市、瀬戸内市、吉備中央町が239自治体の中に名を連ねています。奈義町、新見市もこれらの仲間に入ることになっているというお話を伺いました。

少しでも老後を豊かに、そして快適に過ごせるように、矢掛町にも加齢性難聴者の補聴器購入の公的補助制度を取り入れてはいただけないか。担当課のお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 8番石井議員の御質問、補聴器購入の公的補助制度について、福祉介護課からお答えいたします。

現在、補聴器購入に対する補助につきましては、国の制度で、障害者総合支援法に基づく補装具費として、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、購入費用の助成を行っております。身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入への補助制度はございません。

日常生活での聞こえ辛さを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされておりますが、補聴器につきましては、精密な医療機器であり、また、使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があるなど、高価なものになっております。

聞こえ辛さは各々であり、その質も高音が聞こえないのか、低音か、さまざまであります。聞こえ辛さを客観的に判断する基準がなければ、公平性を欠いたものになります。

加齢性難聴者への補聴器購入の補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、全国的な課題でもあり、国において統一的な基準や内容等を定めた上で、補助制度の創設等も含め、検討されるべきものと考えます。

今後につきましては、国、県の見解や近隣市町村の状況を調査し、制度の必要性について研究していきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** いま、お答えいただきましたが、国や県で基準を作っていないからということではなくて、いま、町民が現に困っていて、「もう何回言ってもわからんけん、もう」とかいうふうな形でつながりが切れていく。豊かな老後が保障されなくて困っている。そういう人たちにどう寄り添うかっていうことが重要ではないかと私は思うんです。

それで、例えば老人医療費の無料化は、全国自治体でずっと広がって、それが全国に広がってそれで国も渋々腰を上げるという形になりましたが、今同じようなことが、いろんな面で、学校の給食費の問題だとか、それから、子どもの乳幼児の医療費の問題だとか、さまざまなことは自治体で取り組まれて、県や国も動き始めるという状況が続いています。

矢掛町でも、まず豊かな老後をどう作っていくのかっていう点ではさまざまな施策を講じられているんですが、やはり、例えば先ほど言いましたように、介護認定の時だとか、あるいは交通——足の確保するためにアンケートをしていただきました。ああいう形でのアンケートをするなりして、実態をまずつかんでいただくという調査の検討はできないでしょうか。お尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 石井議員の再質問にお答えいたします。

聞こえ辛さというのは、先ほども申し上げましたように、いろいろその方にとっていろんなところがあると思います。また、それも正しい診断ということも必要になってくることと思います。病気によるものであるのか、あるいはその程度によって障害者手帳に該当するのか、それが加齢によるものなのか、まずは、医療機関での診断・病院での診断が必要になってくると思います。

現在、町のほうではどの程度の方がそういう聞こえ辛さで困っておられるかっていうところの確認は取れておりません。

先ほど申し上げましたように、今後その制度の必要性について調査をしていく。研究していくという

中でそういう方々の声も聞いていけないというふうには考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 8番石井議員の再質問にお答えします。

高齢化社会が進行する中でですね、難聴の問題というのは非常に大きな問題だと認識しております。加齢によって起こる加齢性難聴というのは、年齢以外に特別な原因がなく誰にでも起こる可能性があるというふうに思います。日常生活の中で聞こえ辛さを補うために、補聴器使用というのは有効な手段であると私は考えております。

先ほど福祉介護課長が答弁いたしました、補聴器購入の補助につきましては、それは、国・県の見解や、それから近隣市町村の状況を調査して、制度について研究を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。研究していただきたいということで、ぜひ実態の調査にまで踏み込んでいただきたいというお願いをして、2つ目のゴミの問題についてお尋ねをします。

いま、矢掛町ではゴミ対策にさまざまな補助がなされています。生ゴミ処理容器設置の補助、ゴミ処理施設研修補助、資源回収推進団体への補助、生ゴミ処理機器などの補助、それから高効率の給湯器や蓄電池、窓断熱やEV車まで含めたスマートエネルギー導入促進の補助などゴミ対策だけでなく環境にまでも配慮した取組も含めた補助がなされております。このような取組や啓発と町民の分別努力とが相まって、ゴミの減量化がある程度進んできています。

7年前ですが、有料化が導入されました。環境への配慮、資源の有効活用、財政的な側面や美しいまちづくりというなのが有料化の理由でした。

有料化後、ドンと減ったゴミの量は、災害もあって元に戻ってしまいました。しかし、私どもの近くでも、いきいきサロンでゴミ処理施設の視察に行ってみた。ボカシ作りに参加している。コンポストで堆肥を作り、野菜作りに生かしている。安上がり無農薬の有機野菜が作れる、美味しく食べている。家族中でゴミの分別に取り組んでいるなどの町民の努力が合わさって、減量化が少しずつですが進んできていると感じています。

その努力、町民の地球環境温暖化への意識の高まりを評価して、ゴミ袋の無料化はできないものでしょうか。ゴミの資源化に町独自にも取り組んでおられることも、今後のゴミ対策に大いに活かせるものではないかと思います。

下水の処理も一部資源化に向けて取り組まれているとのことですから、ゆくゆくは分別した生ゴミと下水処理との双方を合わせて資源化させることも考えられるのではないかと思います。

町民と行政と力を合わせて、ゴミの減量化だけでなくゴミの資源化、これは電力化とか肥料化とかいろいろな側面が考えられますが建築資材などもあるようですが、資源化に向けて取り組むべきではないかと思いますが、担当課のお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 8番石井議員のゴミ袋無料化につきまして、町民課からお答えさせていただきます。

町民皆様には、一人ひとりの家庭ゴミ削減努力によって矢掛町のゴミ排出量は減少傾向にありますこ

とに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、町指定ゴミ袋制導入につきましては、ゴミの減量化と分別の徹底、それから排出量に応じた費用負担を目的に平成 29 年度に導入し、令和 5 年度で 7 年目となってまいりました。

指定ゴミ袋の導入後の家庭から出る燃えるゴミの排出量を申し上げますと、導入前の平成 28 年度は 2,202 トンでありましたが、その後、導入した次の年——平成 29 年度でございますが、1,788 トンとなりまして約 400 トンの削減となりました。その後、先ほど議員の質問の中にもございましたが、平成 30 年西日本豪雨災害や新型コロナウイルスの影響によりましてゴミの排出量は一時増加しましたが、昨年度から減少傾向となっております。

今年度の令和 5 年度でございますが、約 1,500 トンと推計しております。前年度対比約 80 トンの減、率にしまして約 5 パーセントの減少と見込んでおります。

このように指定ゴミ袋の導入につきましては、ゴミの減量化や資源化によるリサイクルの促進に相当の成果があると考えております。さらに、燃えるゴミ、燃えないゴミ、資源ゴミへの異物の混入防止となることから、それから処理施設や収集作業における事故防止や安全性の確保、ゴミ収集場所の美観の向上の効果もあることが実証されています。

また、指定ゴミ袋の御負担により、御家庭からの排出量に応じた費用負担をしていただくことが平等性を担保すると考えております。それから、ゴミの減量化への意識啓発につながることから、矢掛町としましては、引き続き現状の制度を継続していく考えでございます。よろしくお願いします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8 番（石井信行君）** はい。受益者負担という考えももちろんあるんですが、私は食料の自給、エネルギーの自給、国の根幹はもちろんなんですが、我々矢掛町でも食料の自給とエネルギーの自給を目指すということがやっぱり、いま、世界の様子を見てみると必要になってきているんじゃないかということに非常に感じています。

それで、ゴミ袋を無料化することは町民のゴミの減量化とかでなくて、エネルギーを自分たちで作るという意識をもっともっと高めていく意味でも役立つのではないかというふうに考えて、この質問を考えました。まちを挙げて、自分たちのまちを自分たちでエネルギー、ゴミの処理を含めて自分たちでしていくんだという、そういうまちにしていくなきゃいけないかと思いますが、町長のお考えが聞ければお願いします。

**○議長（花川大志君）** 執行部。

〔8 番石井信行君「すいません。通告しておりません」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** どういたしますか。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員の再質問にお答えさせていただきますが、そうしたいろんな考え方がですね、あると思いますし、それから再資源化っていう非常に大事なことだと思いますから、いろんな可能性があると思います。再資源化っていうことも十分に検討してですね、これからゴミ問題に取り組んでいきたいというふうに思っております。どうぞ御理解よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8 番（石井信行君）** はい。通告なしで申し訳ありません。町長のお考えの中に、下水の処理も含めて資源化ということも既に考えておられるという話を伺ったことがあるもんですから、そのことをあえて町長にお尋ねをしました。これからもゴミの資源化に自分も一生懸命取り組みたいと思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。この山野町政を引き継ぐということで町長になられた山岡町長ですが、今後どのような独自色を出していかれるのか。その内容をお尋ねします。

私はモノを作り出す力、生産力の発展で社会は進歩発展していくと考えております。本町は、歴史的な経過ですが、農林業を基盤に製造業にも多くの従業員の方がおられ、サービス業やあるいは運輸業などを担う人も含めて、これらの人の力が十分に発揮されなければ、町全体の発展は望めないのではないかと思います。モノを作り出す力をどう育てていくのか、町民目線で語っていただきたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員の質問にお答えさせていただきます。

令和4年の5月に町長に就任させていただいて以来、もう少しで2年ということになります。町民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、町運営をさせていただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。

今後のことになると、やはり何といっても、少子化や人口減少に対する取組であります。4月に役場にこどもみらい課を設けることを機構改革案として、本議会に上程させていただくところでありますが、子育て支援施策及び関連する施策の一層の充実を図ってまいります。

人口減少を抑制するということにつきましては、これは町の総合力を更に高めていくことが求められると考えております。決して一つの分野だけを特徴付けて充実を図ればよいというものではなく、教育、医療、福祉、住宅、産業振興、雇用や担い手の確保など関連する幅広い分野の充実が求められます。町民の皆様のニーズを踏まえ、時代の変化に対応した施策を推進することで町の総合力アップにつなげてまいります。

昨年、アパート建設補助制度を新設しました。これは、主に若い人が町内のアパートに住みたくても空きがなく、住めないからよその町へ行くというふうな状態がありましたが、この状況をかなり改善できたのではないかと考えております。

そして昨年、これは令和5年1月から12月までの統計ですが、矢掛町の転出転入、これは転出よりも転入のほうが多いという意味でプラス1になりました。これは近年まれに見ることでありますし、いわゆる社会増となりました。

そしてこれは、岡山市や倉敷市をはじめ県下のほとんどの市町村がマイナスとなる中、県下27市町村のうち、プラスは総社、早島、里庄、矢掛の4か所のみということを考えれば十分成果が上げられたものと考えております。また、空き家登録していただきました住宅への入居、移住ですね、定住も含めてですがこのところ増えてきておりまして、良い傾向が出てきているなど感じております。

昨年から住宅リフォームの補助の従来のメニューに、新たに外構——敷地の外壁や門扉なども含めた外構ですが、加えることも行っていました。こうした住宅の長寿命化の推進や耐震化の推進にも引き続き注力し、幅広い分野でレベルアップを図るための努力を重ね、町の総合力を高めることで、ずっと住み続けられるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

モノを作り出す力ということでございますが、これは先ほど申し上げました少子化や人口減の抑制というところに強く結び付いていると考えております。それは、人がいなければ、モノは作り出せないということだと思います。

昨年、農業振興対策基金を創設いたしましたが、この中で農地流動化助成金制度を設けました。農地の流動化による経営規模の拡大の推進、農地の荒廃を防止し農業の中核的担い手を育成すること

を目的としております。また、新規就労者の支援や、それから地域おこし協力隊の活動のバックアップなども重要なことでありますし、また林業においても、今年は全国植樹祭が岡山で開催されますが、森林の保全と県産品の活用という視点からの林業振興にも取り組んでまいりたいと思っております。

製造業につきましては、町内にはさまざまな分野でモノ作りに従事されておられる方がおられます。モノ作りに従事されておられる方々の創意工夫や、それからチャレンジ精神、大切にしたい、そんな思いから、昨年新たに商品開発支援事業補助金制度を創設しました。既存の商品の改良にも適用され、これまで多くの事業者さんに活用していただいております。今後も継続的に支援を行ってまいります。

ここです、矢掛の匠事業の創設、これをいたしました。従来の矢掛ブランド、これは商品の登録だったわけですが、それに替えて、今年度から矢掛町の産品や矢掛をイメージさせる商品、これを製造する又は販売する商店や事業者、それそのものを矢掛の匠として登録していただくという事業を創設し取り組んでおります。この事業の予算も本会議に上程しておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

人が力を発揮するという意味において、注目すべきはいわゆるシニア世代の方々だと思っております。過疎化やそれから少子化が進む中で、シニア世代の方々の働きが地域の経済を支え、またボランティア活動などにより地域社会への貢献が矢掛町の活力に確実に繋がっていると感じております。いつも町に対して、お力添えをいただいている皆様に感謝を申し上げたいと思います。

来年度も矢掛町全体の活性化、全体の発展のために皆様方とともに取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。全般的な展望を語っていただきまして、ありがとうございました。

一つ気になることがあるんで、私は議員になった時から、この賑わいのまちづくりの予算が、矢掛町全体にどのような経済的波及効果を生み、矢掛町全体をどのように潤しているのか。それを疑問に思い、何度も前町長にお尋ねしましたが、前町長からはいつも「それは言えない」という答えでした。

今までの賑わいのまちづくり予算投入によって、矢掛町全体にどのような経済的な波及効果があったのかを明確にすべき時期に来ているのではないかと思います。何人々が来たとか、何台車が入ってきたかではなくて、町の財政面にどれだけの税収が入ってきているのかを明らかにすべき時ではないかと思います。町筋にばかり予算が注ぎ込まれて、自分たちの中山間地には恩恵がないと感じている町民が多いからです。

そこで、賑わいのまちづくり事業について、1点だけお尋ねをします。矢掛町の観光メインエンジンと言われてきた指定管理会社A社ですが、A社の収支報告書によれば、見過ごすことのできない部分があることがわかりました。指定管理会社Aには、所有物件は何もないのに建物の減価償却費が計上されています。しかも…

**○議長（花川大志君）** 石井君。それが矢掛のモノ作りとどういう関係性があるのでしょうか。それから

〔8番石井信行君「聞いて、聞いてください。聞けばわかります」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 聞けばわかるんですか。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** もし、その通告事項に即してない場合は、執行部に答弁は求められませんが、よろしいですか。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** はい。その上でお聞きします。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 続けてください。

**○8番（石井信行君）** はい。矢掛町のメインエンジンと言われてきた指定管理会社A社の収支報告書には、見過ごせない部分があります。指定管理会社Aには、所有物件は何もないのに建物の減価償却費が計上されています。しかも、かなり過大にです。これが単に一年限りのものではなくて、令和2年、令和3年、令和4年と続けて計上されております。

それだけではありません。賑わい創出拠点施設経営支援金これ1,000万ですが、持続化給付金これ300万ですが、それから宿泊施設事業継続支援金などが記載漏れになっております。地代家賃など発生しようのないものまで計上されています。あのコロナ禍で雇用調整助成金が収入として計上されていないことも気になります。従業員は、令和元年で20人、令和2年で26人、令和3年で24人、令和4年で22人となっていますが、コロナ禍の中での従業員数から考えてあまりにも不自然であり、記載漏れではないかと思われます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。再度申し上げます。それが通告事項、モノ作りを通じたまちづくりとどう関係があるのか。

〔8番石井信行君「これから言います」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 今許した範囲では、脈絡が感じられないのですが。

〔8番石井信行君「はい。このように」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** すいません、ちょっと待ってください。確実にこの質問、通告事項に則った質問をされるんですね。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** よろしいですか。これは最後の通告になりますよ。

〔8番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** はい。続けてください。

**○8番（石井信行君）** このような記載漏れ、あるいは過大計上などを含めたこの指定管理会社のモノを作る力、これサービスを作る力だと思うんですが、この力が本当に発揮されているのか。この点は非常に疑問に思います。このモノを作る力が実際に発揮されていない。むしろ吸われているのではないかと私は思っているんです。

それで、矢掛町とこの指定管理会社Aとの間で締結された契約書の協定書第54条第1項第5号には、こうあります。

“甲に提出された ―― 甲というのは矢掛町ですが、報告書、請求書、その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある時等、甲 ―― 矢掛町から指摘されるべき事項がある場合は”に該当すると思います。この場合は、指定取消し及び管理業務の停止となっております。

町民からの不信を解消するためにも、本来の意味で賑わいのまちづくりのこのサービスを作っていく。

本当の意味での予算をより有効に使い、経済的波及効果をきちんと果たしていくためにも、このA社の収支報告書を精査して、虚偽記載の事実の有無、あるいは指定取消し、管理の停止を含めた今後の対処をぜひお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

(発言する者あり)

**○議長（花川大志君）** 石井くん、今の質問の中には、モノ作りという言葉は確かにありました。しかし、主文については、議長判断としては契約の問題のような気がいたしますが、いかがですか。

〔8番石井信行君「いいんですか」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 発言を許します。

**○8番（石井信行君）** はい。サービスもモノ作りだと思っています。それで、このような予算が投入されたところで、本当の意味でのサービスがきちんと作り出されていないのではないかと、こういう質問をしています。

**○議長（花川大志君）** 石井くん、当該指定管理を受けている会社は、おそらく民間会社です。公営の企業はないんですが。これは、契約、協定書違反ということが主文のような気がいたします。その上で、執行部答えることができるならば、発言を許可します。副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。失礼いたします。協定書 54 条ということですが、虚偽の報告というのはございません。で、決算の内容ですが、確かに令和 4 年度の決算について、コロナの交付金関係が主に計上されていないっていうのがありまして、一旦報告ありましたが、その後修正報告が出ております。

当然決算の内容が変わるわけですが、それに伴って収益の一部を寄附するということでもありますので、その数字も変わってきますので、今回再調整でその収入を計上いたしております。

虚偽ではなしに修正、そして報告があったというふうに考えておりますので、54 条の適用は、54 条でしたっけ？の適用はございませんということをお答えさせていただきます。

(発言する者あり)

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。再質問にお答えさせていただきます。

先ほど指定管理者ということでございます。指定管理者ということでございますので、町民の皆様の注目度っていうのは高いと思います。どの施設もですね、ここに関わらず。そうした意味からも、いろんなことに十分注意を払って業務の運営を行ってもらいたいというふうに私は思っております。

以上です。

**○8番（石井信行君）** 先ほどの副町長の答弁でしたが、修正したからという、どこかの修正をすればもうそれでいいんかっていうそういう問題なんでしょうか。私はそうではないと思っています。これはもうちょっと明らかにする必要があると思っています。

もう一つだけ、どうしても今、かわまちづくりということで事業を進めてるんですが、その中でも、町民の心配事がやっぱり起きていますので、モノを作っていくということで、本当に安心して町民がモノ作り、あるいは施設も含めてですが、モノ作りに賛意を表して一緒になってやっていけるかという点で疑問な点が一つあります。

それは嵐山の麓に、キャンプサイトAという予定地。これは今も弦橋の上手の所の右岸ですが、キャンプサイトA予定地に、この土が盛っています。土を盛っている所に JFE からの産業廃棄物として鉄鋼

スラグが野積みされておりました。これが今、カモ井食品の東側の造成地に埋められています。

これ誰が持ち込みを許可したのかよくわかりませんが、近隣の住民にもその説明はないっていうことでした。JFE からの産業廃棄物、鉄鋼スラグを分析した試験報告書をいただきました。で、それを見ました。で、JFE がサンプルを取って、大阪の分析センターに分析してもらったものです。

**○議長（花川大志君）** 石井君。再度聞きます。モノ作りとどういう関係があるんですか。

〔8 番石井信行君「はい。モノ作りと関係があるから言ってます」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 鉄鋼スラグがですが。

〔8 番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** これを何かに加工するんですか。モノ作りとはそういうことだと議長は判断しますが。

〔8 番石井信行君「はい」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** するんですか。

〔8 番石井信行君「加工、今しています」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** ですから、それがまちの進展とどういう脈絡になるのですか。

先ほど町長はしっかりと御指摘の中で、まちの進展にはさまざまな意見を聞いて取り組むと、これは副町長も同じ趣旨のことを答弁しておりますが、この当該質問が何を質す質問なのか。根拠を具体的に質問事項の中で発露してください。でなければ、執行部が答えようがない。答えようがない質問の答弁を求めることはできませんので、改めてその根拠性をしっかりとお話になってください。どうぞ、続けてください。

**○8 番（石井信行君）** 執行部はもう答えられると思っています。事前に話をしていますから。

**○議長（花川大志君）** 石井君。事前にどうこうという話は、今のは不規則発言です。

**○8 番（石井信行君）** そうですか。

で、鉄鋼スラグを使ったモノを作る。それから、そこにあったものをどかすというようなことをして、オートキャンプ場を作ろうという動き、そういう事業なんです。そういう形で全国からたくさんの人が集まってサービスを提供するという、そういうモノ作りの一部分なんです。この鉄鋼スラグが、検査結果としてこういう大丈夫ですよっていうのを見せられました。

その見せられた書類の最後に、その会社が川鉄に渡した、川鉄から矢掛町へ来たものですが、その報告書の最後に、弊社が —— 分析センターですが、弊社がサンプリングを実施していない場合、サンプリングに付随する情報については責任を負えませんので御了承くださいと書いてありました。

つまり、JFE が採取して分析会社へ送ったサンプルと嵐山の麓に野積みされていた鉄鋼スラグは、同じものかどうかはわからない。だから、サンプル以外には責任を持ってない。つまり、分析した鉄鋼スラグと嵐山の麓の鉄鋼スラグが同じものかどうかわからないから、分析したサンプル以外には責任を持ってないということです。日付を見ると、JFE がサンプリングし 1 週間あるいはある月には 20 日後に大阪の分析センターに届けられたものです。

嵐山の麓の鉄鋼スラグが野積みされていた場所に有害物質が流れ出て残留していないか。土壌を矢掛町が採取して岡山県内の検査機関に安全性を分析してもらって、この安全な安心して使えるキャンプ場を作るべきではないかと考えます。

今治や和歌山などで鉄鋼スラグからの粉塵などが近隣の住民の健康破壊をもたらして、損害賠償問題にまで発展したケースもあります。近隣に住む町民にも、キャンプ場を訪れる人にも健康被害のないようにするのが、町の果たすべき役目ではないかと考えます。

ともかく町民とともにまちづくりをするためには、町民の目線に立って、少なくともこの鉄鋼スラグ仮置き場の土壌検査をした上で検査結果を議会に報告し、安全安心を示して、町民とともにまちづくりを進めるべきではないかと思いますが、町長のをお考えをお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 石井議員。鉄鋼スラグの問題は、今次、私は通告を受けているのは環境問題ではありません。モノ作りということになっておりますが、これがどう関係するんですか。

〔8番石井信行君「今さっき言いました」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 理解できないから質問しております。

〔8番石井信行君「答えればいいですか」と呼ぶ〕

**○議長（花川大志君）** 発言を許可いたしますが、待ってください。執行部、これは通告の内容として答えることができますか。議長としては、なかなかこれは判断難しい。建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 通告にはない御質問でございますので、私の知見の中でのお話をさせていただきますと思います。

先ほど石井議員の御発言の中で、産業廃棄物という御発言がありました。我々が現地に搬入させていただいておるものは、ロットで管理され、JISの規格で定められた方法で分析をいたし、土壌環境基準に適した製品のみを受け入れております。

先ほど石井議員がおっしゃられた試験方法そのものはJISで定められた方法でございますので、その方法、根本が懸念があるというふうなお話をされますと、ちょっと我々としてはその根拠というものが明確でないというふうに感じておりますので、もう少し具体的ですと、実態の事実に基づいて、この場ではなく、これから引き続きお話をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 石井議員の再質問にお答えさせていただきます。先ほど、建設課長、答弁させていただきましたが、鉄鋼スラグは、これ建設資材ということでございますので、法令等に基づき適正に使用していく。それに尽きるとっております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 石井君。

**○8番（石井信行君）** はい。住民の今住んでる人が住み続けられるまちづくりを目指して、先ほど、町長の今後の展望の中で、今住んでる人が住み続けられる、そして新しい人もどんどん新しい力を発揮するということをおっしゃったので、安心安全のまちづくりを徹底して追求していただきたいということをお願いし、私自身もその一翼を担わせていただけたらと思っていることを申して、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、10時45分まで休憩いたします。なお、8番議

員と副町長は議長室にお集まりください。休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時44分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、7番小塚郁夫君お願いします。小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 議席7番小塚郁夫です。通告に従い、1点目はマイナンバーカードの今後の推進、活用について。2点目は、本町の耐震改修促進計画について、順を追って質問します。

マイナンバーカードの交付率を上げるために政府がマイナポイント2万円を付与する政策を打ち出し、マイナンバーカードの普及促進を図った。本町でも町民に期間を延長して申請を実施した結果、令和5年度12月末時点で申請率84.5パーセント、交付率81.4パーセントとなっていますが、20代、30代、特に90代の交付率が低い。

一方、マイナンバーカードを多くの町民が取得されましたが、マイナンバーカードの今後の推進、活用について3点質問します。一、本町でのコンビニ交付の利用状況はどうなっているのか。二、矢掛病院で令和5年度マイナンバーカードを保険証として利用された人が何人いたのか。三、12月議会で資料提供された戸籍証明書などもいずれは利用可能になると思いますが、今後マイナンバーカードの推進、活用を含めてどのように考えているのか。担当課の見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。失礼いたします。7番小塚議員のマイナンバーカードの今後の推進、活用についての御質問で1点目と3点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきまして、2点目につきましては、病院事務長がお答えいたしますのでよろしく願いいたします。

まず1点目の御質問で、本町でのコンビニ交付の利用状況についてでございますが、御承知のとおり、コンビニ交付はマイナンバーカードを活用した行政サービスの一つとして、コンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できるサービスでございます。矢掛町の場合、令和3年2月——3年前から開始しております。

利用状況につきましては、令和3年度が交付枚数333枚、全体の発行枚数に対するコンビニでの交付率は約4パーセントにとどまっておりました。令和4年度が交付枚数709枚で交付率約9パーセント。それが令和5年度かなり増えておりまして、5年度これが2月末までの集計ですが交付枚数が1,389枚、交付率が約19パーセントとなっております、年々増加しているといった状況です。

本町ではマイナンバーカードの交付率が、先ほど議員もおっしゃられましたが80パーセントを超えておりますので、また、役場の窓口での交付手数料は200円ですが、コンビニ交付利用の場合100円としておりますので、今後もコンビニ交付利用はどんどん増えていくものと考えております。

また、今年1月からは、町民課窓口にくらぐ窓口証明書交付サービス、こちらは、マイナンバーカードを利用してタッチパネルで住民票の写しや印鑑登録証明書が取れるサービスなんです、コンビニなどに設置されています多機能端末機と同様の機械を設置しておりまして、操作方法に慣れていただいで次からはコンビニ等で取得していただけるよう案内をさせていただいております。

本町といたしましても、今後も、コンビニ交付の利用率向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の第3点目で今後のマイナンバーカードの推進、活用についてでございますが、コンビニ交付につきましては、現在証明書——住民票と印鑑証明書ですが、将来的には戸籍、各種納

税証明書をはじめ多くの書類を取得できるよう進めてまいる予定でございます。

また現在は、マイナンバーカードは顔写真付きの身分証明書として利用できるほかに、子育てや介護保険の関係手続き、税の確定申告、そういったものをオンラインですることができます。また、健康保険証や今後は運転免許証として利用したり、マイナンバーカードは、社会全体のDXを進めていく上で重要な役割を果たしていくツールというふうに捉えております。

本町といたしましても、来年度から取り組む予定としております新しい公共交通、これにマイナンバーカードの利用を想定いたしておりますし、町民の方々にメリット、便利になったと感じていただけるよう利用できる場を増やしていくことが重要と考えております。また、あらゆる面でマイナンバーカードの利用を推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私のほうからは、以上とさせていただきます。

**○議長（花川大志君）** 病院事務長。

**○病院事務長（坪田芳隆君）** 失礼します。それでは、2 番目の御質問になります、矢掛病院で令和 5 年度マイナンバーカードを保険証として利用された人が何人いたかの御質問にお答えいたします。

令和 5 年 4 月から令和 6 年 1 月までの実績になりますが、外来患者数合計 1 万 8,564 人のうち 892 人、約 5 パーセントの方がマイナンバーカードを使用されました。

矢掛病院としましても、今後の利用率を上げるよう声掛け等行っているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7 番（小塚郁夫君）** 副町長より答弁いただき、今後の推進計画は理解できました。本町のマイナンバーカードの交付率は 20 代が 59 パーセント、30 代が 66 パーセント、80 代以上の方が 47 パーセントと低くなっております。高齢者の方は、マイナンバーカードが今すぐに必要ない家に保管している方が多いと思います。

病院での受付機の利用率も令和 5 年度 4.8 パーセントと低くなっています。保険証として慣れていただくためにも、患者の方に今後しっかりと受付時に声掛けを行ってください。

また、マイナンバーカードの利便性向上に伴う利用者のニーズに応じて、カードの交付を更に推進、活用していただくよう要望して、次の質問に移ります。

本町の耐震改修促進計画について質問する前に、能登半島地震でお亡くなりになられた方に、謹んでお悔やみを申し上げるとともに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

能登半島地震をテレビや新聞などの報道を見て、家屋の倒壊や火災、道路の陥没、液状化など、大惨事となっている。特に建設物の被害は、死傷者発生の主要因でもあることから、耐震化の促進は喫緊の課題であるとする。

本町でも耐震改修促進計画の中での目標で、住宅土地統計調査によると、令和 2 年度末現在で住宅総数 4,520 戸のうち耐震を目指す住宅 2,940 戸、65 パーセント。耐震性不十分な住宅 1,580 戸、35 パーセントと推計されています。

今後も住宅件数は減少していきますが、現状の住宅建設や耐震改修実績で推移すると、令和 7 年度末には 3,090 戸 70 パーセントと推計されています。

目標の 75 パーセントを達成するためには、令和 2 年度から令和 7 年度末の 5 年間で 190 戸、年 38 戸の耐震化を促進する必要があります。そのため、本町では一戸建て住宅の耐震工事に 80 万円の補助金を

付けています。

もちろん、町の財政状況などを考慮した上で、次の2点お伺いします。一、令和5年度末時点で耐震化率はどうなっているのか。二、高齢者、介護者が取り組みやすい部分耐震改修工事に対する補助制度は、本町は実施しているのか。担当課の見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 7番小塚議員の御質問、町の耐震改修促進計画についての御質問に、建設課よりお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問、令和5年度末時点での住宅の耐震化率でございますが、令和2年度以降、正式な調査を実施しておりませんで、あくまで推定値となりますが、家屋の新築、滅失、空き家調査、耐震改修工事実績などにより約70パーセント弱という推定をさせていただいております。

2点目の御質問、高齢者や介護者が取り組みやすい部分耐震改修工事に対する補助制度を本町は実施しているのかといった御質問でございますが、現状では、部分耐震改修工事についての補助制度はございません。

一般的に昭和56年以前の建築基準で建てられた木造住宅は今後想定される巨大地震での倒壊等の危険性が高いとされております。まずは、昭和56年以前に建築された住宅にお住いの方は、御自分のお家が安全かどうかの診断を受けることが耐震化の第一歩でございます。

住宅の耐震化に向け、町では耐震診断、耐震補強計画、耐震改修工事と3つのステップに対してそれぞれ補助制度を設けております。

しかしながら、各補助制度とも実績は少なく、平成20年度の制度創設以降、耐震診断18件、耐震補強計画11件、耐震改修補助事業1件の実績でございます。

建設課といたしましては、住宅の耐震化率向上のため、まずは耐震診断の実施、耐震補強計画の実施が耐震化の促進に大きく寄与するものと考えておりまして、令和6年度より、耐震診断及び耐震補強計画の実施に関する個人負担の低減を計るための制度改正を実施いたします。併せて、耐震化推進の施策の周知につきましては、広報及びホームページなどによりしっかりPRしてまいります。

また、部分耐震改修工事への補助制度でございますが、県下においては9市町が部分耐震改修工事への補助事業を実施しておりまして、いずれの市町におきましても耐震診断及び耐震補強計画の実施は部分耐震改修補助の必須要件となっており、来年度以降の制度創設に向け他市町の状況について調査研究をしてまいります。

今後、南海トラフ地震の発生確率は30年以内に70パーセントから80パーセントと気象庁が発表しております。被害を最小限に抑えるため、また、町民の皆様の生命・財産を守るためにも、町民の皆様、議員の皆様の住宅耐震化に対する御理解・御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 担当課の答弁にもありましたが、南海トラフ巨大地震は、おおむね100年から150年で繰り返し発生し、既に75年が経過しており今後30年以内に70パーセントから80パーセントの確率で発生すると言われております。

町民の財産、生命を守るためにも、耐震診断、補強計画、耐震改修の大事な事は十分理解していますが、県の耐震診断自己負担が1万1,200円となっており、耐震診断、補強計画、耐震改修を進めていく

上で自己負担が高く、町民の多くの方が躊躇してしまうと思います。

本町独自で、町民の多くの方が耐震診断を安価で行うことができるよう金銭的負担を軽減することをまず最初にできないか。また、現状では高齢者や介護者の居住する世帯に部分耐震改修の補助制度がないとの答弁でしたが、県下の他市町同様に補助制度をぜひ考えていただけないか。再度、担当課の見解をお伺いします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 小塚議員の再質問であります。

それぞれの事業に対しての補助制度の創設でありますとか、上乘せをということでございます。先ほども冒頭の答弁の中で申し上げましたように、本年度、制度の皆様方の軽減に向けた施策を計画をしておりまして、現在、先ほど申されました自己負担1万1,200円のところをそれぞれ4,800円を実施していただけるよう、本当初予算に計上させていただいております。

併せまして、部分改修、それから耐震改修のほうも他の市町と比較いたしまして、若干少ないといえますか劣っている部分もございますので、そのへんにつきましても本年度の耐震補強計画でありますとか耐震診断の皆様方の実施状況を確認しながら、令和7年度以降の制度改革に向けてですね、研究を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 小塚君。

**○7番（小塚郁夫君）** 担当課より回答いただきましたんで、ぜひ実施していただきたいなと思います。

やはり皆さんもテレビや報道でいろいろ確認してわかると思いますが、やっぱり家屋の倒壊いうのが一番危ないと思います。人命を守るためには、やはり耐震診断を行い、補強強化を行って、耐震改修を行うように、できるだけ安価でできるような取組を矢掛町はしていただけないかと思いますので、極力よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、5番田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5番（田中輝夫君）** 議席5番田中輝夫です。通告により、子どもたちの未来応援施策、海外派遣事業についてと校庭内・公共施設内の遊具の安全点検について、2点お伺いします。

1点目、子どもたちの未来応援施策、海外派遣事業についてですが、現在は、異言語・多文化共生の時代です。多文化共生が進展する中で、若い子どもたちも自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に触れることが有益になっています。

異言語といえば、私達の時代は中学校から英語を学びましたが、近年は、小学校、幼稚園・保育園・認定こども園でも外国人講師を採用し、外国語教育を幼い時期から行っています。

本町では、コロナ禍以前に将来を担う子どもたちに若い頃から海外の異文化・異言語に直接触れさせて、視野を広め、訪れた国の理解を深めることで、グローバル人材の育成につながるきっかけとして、青少年海外派遣事業を実施していました。その事業は、子どもたちの人生に貴重な体験になっていたと思います。

そこで、コロナ感染症が5類になって1年弱となりますが、やっと普通の生活に戻りつつあります。以前実施した青少年海外派遣事業の執行部評価と今後の青少年海外派遣事業計画の有無及び次世代を担う子どもたちの未来応援施策について、執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、5番田中議員の矢掛町海外派遣事業の実績評価と今後の計画について、教育課からお答えをいたします。

教育課では、いわゆる地域の子どもたちの未来を応援する施策として、青少年海外派遣事業を実施しております。この事業は、平成30年度から始め、令和2年度から4年まではコロナ禍ということで中止をいたしました。今年度——令和5年度は実施をしたところでございます。

この事業の実施により、海外での経験は言語能力、それからコミュニケーションスキル、それから異なる価値観を理解する力の向上、これらを含めて将来の国際社会での成功に貢献する基盤を築くことが期待されているというふうに考えております。

対象者は町内の小学校5年生、6年生、それから矢掛中学校、それから小北中学校に在籍する中学生、そして矢掛高校に在籍する生徒も対象としております。

この事業につきましては、町としては補助制度を設けており、対象事業費の2分の1、半分を補助しております。ただし、補助の上限額を35万円としているところでございます。

派遣者の選考は選考委員会によって行われ、応募者一人ひとりと面接を行った上で決定をし、派遣後は実施報告会を行い、今年度は昨年8月18日に開催し、広報やかげ9月号でもその様子が掲載されたところでございます。また、文化センターではパネル展示を行い、広く町民に成果や体験を紹介したところでございます。

今後の海外青年海外派遣事業については、令和6年度は町内で合併70周年記念行事やイベントが多く開催され、その場所で子どもたちが参加・活躍する機会が多いということで海外派遣事業自体は一旦休止いたします。令和7年度以降については、この事業を再開し子どもたちの未来を応援したいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。答弁いただきました。令和6年度は70周年記念事業やイベントが多く開催され、子どもたちが参加する機会が多いと想定されるので、事業は休止するというふうなことでしたが、次年度以降は開催するという答弁でした。

そこで関連しますので、町長にお伺いします。町長は、アメリカの大学に進学され、生活されております。異文化を直接肌で感じられたと思います。アメリカでの生活でカルチャーショックや相手との距離を縮めるために努力したこと、また海外生活を経験したことで自分自身に影響を受けたこと、思うことがあれば、若い人たちの参考のために御教示をお願いします。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** 5番田中議員の質問にお答えします。私が大学4年間過ごした場所、これはアメリカジョージア州というところであります。州の大部分が平野でとにかく広い。そもそもアメリカがもうとてつもなく大きいという所ではありますが、言葉はもとより生活していく上で必要な単位も変わります。温度、これは摂氏ではなく華氏。距離はセンチメートル・メートル・キロメートル、これに対してインチ・フィート・マイルとなって、そして重さは、リットルに対してガロンといった具合に異なります。

そしてまた、サマータイムというものがあまして、3月の第2日曜日の午前2時に1時間時間を進

めて11月の第1日曜日の午前2時にまた時間を遅らせるっていうものです。慣れるまでが大変ですが、異なる環境に適応する力が養われるものと思います。

そして、相手との距離を縮めるところですが、おそらくこれは普段の意識の持ち方がかなり関わってくるような気がします。いま自分がいる所はもう日本ではないと、もう別な国に居て、別のルールや文化の下で暮らしているっていうことを自覚して、その上でいろんな物事に興味を持ってポジティブな気持ちで生活していくっていうことが大事なんじゃないかなと思います。

そして、今は衛星放送や、それからYouTubeの動画などで世界を知ることができますし、世界をより身近に感じられるようになってきましたが、実際に現地で肌で感じる感覚とはやはり大きく違うように思います。

今の日本では世界のさまざまな情報が入手しやすく、また少子化っていうこともありまして若い人があまり海外に出たがらない傾向にあるというふうに聞きます。ただ、日本が貿易立国であるということも踏まえて、そして、さまざまな分野での国際競争力や広く日本の将来のことを考えると、これはとても残念なことのようには思います。

そして、影響を受けたことといえばですね、これは、アメリカは移民の国でありまして、世界中から人が集まるその多様な社会そのものです。

4年間の留学経験やその後4年間企業の海外部門で仕事してきたんですけども、そうした経験も含めてお話させていただければ、世界にはさまざまな人種や言語、そして宗教や文化など違いがあるわけです。しかし、例えその考え方や見解の違いがあっても、それでもその寛大な気持ちで人と交わっていきこうという姿勢や、その一点に捉われるよりも一点を見出だして強調していきこうとする考え方がとても大事だということを学びました。

そして、この世界に同じ日本語を話し、文化や慣習を共有する日本人がいることの有難さ、日本という国があることの有難さを、それを身にしみて感じました。

こうした経験を生かしながら町政に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。ありがとうございました。

やはり相手との距離を縮めるとか、外国へ行っても自分の意識の持ち方が重要だというふうな話でしたし、町長が渡米していた時、学生の時よりは、今はやはり状況が違って、たくさんの情報も入ってくるというふうなことで少し違うかなと思いますが、やはり直接行くのと見るとではやはり違いますし、行ったほうがより肌で感じるのかなというふうに思っております。町長の実体験も聞いて、今後海外に行きたいというふうに思う人も参考になったのではないかなというふうに思います。ありがとうございました。

青少年海外派遣事業については、今年度はオーストラリアのほうに行っています。参加者の中には、貴重な体験ができたとか自分に自信が持てるようになったと話す子どももいるようです。

従来、青少年海外派遣事業は隔年で実施していたようですが、毎年実施すれば、子どもたちも次は自分が行きたいんだというふうな意欲も出てくるのではないかなというふうに思います。異文化交流によって得た新しい気付きや価値観は、豊かな人生を送る手助けになるはずです。次世代を担う子どもたちの応援施策として事業継続をお願いしてこの質問を終わります。

次に、2点目です。校庭内・公共施設の遊具の安全点検についてです。校内等の遊具の目的は、単に

新しい遊びを提供するだけでなく、子どもの身体運動能力を育む効果があり、設置されています。校内にある鉄棒、滑り台、ブランコ、うんてい、登り棒などの固定遊具は、日々風雨にさらされており、さびや緩み、金属疲労など、通常使用していても消耗していきます。

また、目に見える部分だけでなく、内部が破損している場合もあります。したがって、日々の目視点検だけでなく、定期的な専門業者による点検が重要です。衣服の一部が絡まったり体に引っかかったりする出っ張り、突起、隙間など設けない対策、落下防止、挟み込み防止、部品を簡単に外すことができないようにする対策も必要です。

本年の1月、児童が遊んでいる時に登り棒が外れ、一緒に遊んでいた児童に当たった事例があります。怪我はありませんでしたが、そのことで児童双方だけでなく、保護者、周りの人の心を痛めることにもつながります。今後は、再度そういう事例が起こらないためにも、校内並びに公共施設の遊具の点検改修状況について、執行部の見解をお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** それでは、5番田中議員の校庭内・公共施設内の遊具の点検について、教育課からお答えいたします。

御質問にありますように、本年の当初、学童の児童が登り棒という遊具で遊んでいると、棒が外れるという事案がございました。幸いにも大きな事故にはなりませんでした。私自身も現地へ出向き確認をしたところでございます。この登り棒、ちょっとイメージが湧かないと思うんですけど、4、5メートルの高さの所に輪っかがございまして、こう棒が、こう飛び出ているというところなんです。これは、グラグラするんですけども、基本的には抜けないというようなことになっております。

このような事態を未然に防ぐために、教育課では、学校施設の遊具は、毎年1回、専門業者による点検を実施し、その結果に基づき必要な修繕や撤去を行っております。

教育課関連施設としては、小学校以外に、美川小学校の西隣りに下高末農村公園、それから三谷公民館の南にある横谷北農村公園、それから吉備真備公園、そして総合運動公園に遊具がございます。

下高末農村公園と横谷北農村公園、そして吉備真備公園は令和2年度に点検し、その後、順次年次的に修繕を実施しており、来年度点検を実施する予定です。総合運動公園は指定管理施設でありますので、特定非営利活動法人やかいげスポーツクラブが毎年点検を実施し、必要な修繕を行っております。

教育課としましては、遊具の点検や修繕だけでなく、議員がおっしゃるように正しい使用方法や注意事項を周知することも重要であると考えています。そのため、定期的に学校や保護者に遊具の適切な利用方法を伝え、子どもたちが安全かつ安心して遊具を利用できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 5番田中議員の校庭内・公共施設内の遊具の安全点検についての御質問に健康子育て課からもお答えいたします。

御質問の遊具の点検・改修状況についての見解ということですが、健康子育て課のほうにも遊具のある公共施設がございまして、保育園や認定こども園の4施設のほかに子育て支援センター、そしてネバーランド児童遊園の6施設ございます。

この施設に設置してある遊具につきましても、教育課と同様に専門業者による点検を毎年1回実施し

ております。点検の内容といたしましては、遊具の経年劣化の状況の点検と万一遊具で事故が発生した場合に児童がケガをする可能性・ハザードについての調査・点検を行っておりまして、その結果により遊具の継続使用の可否を決定しています。

また、点検結果で使用不可と判断された遊具については、即時に使用中止としておりまして、異常が見つかった遊具については、教育課同様修繕するなど適切に対応しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 田中君。

**○5番（田中輝夫君）** はい。それぞれ担当課より所管する施設の遊具の説明がありました。

器具が外れた遊具の確認は、担当課と業者が直ちに行って状況確認した後、速やかに取り除かれました。取り除かれた遊具の代わりになるものは新規設置する予定であるのではないかなというふうに思っております。

遊んでいる子どもから目を離さず遊びを見守るなど常に一緒に傍にいるのも限界があります。楽しい遊具が危険な遊具になっては困るので、まず、遊具環境の整備が必要であります。点検は、専門業者などに定期的に行って、安全な遊具に努めてもらうことを要望し、本日の質問は終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、2番昼田政義君お願いします。昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 議席2番昼田政義でございます。通告書に準じて、自然災害対応について伺います。

今年の元旦に能登半島地震が発生し、240名余りの方々の尊い命が失われました。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

被災地では今なお多くの方々が避難生活を強いられています。今回は、土砂崩れによる道路が寸断される事態が発生し、孤立した集落への救助や支援の難しさ、古い木造家屋の多さによって家屋の倒壊、火災発生、高齢化率の高い等の被害を増幅させる要因について連日報道されました。これらの問題は、私たちが今後、直面し得る問題とも言えるでしょう。

そこで、矢掛町が自然災害に遭遇した場合の対応について、5点伺います。1つ目、災害把握はどのようにしていますか。道路が寸断されて災害把握ができない状態になった場合。私が昨年3月議会で質問しましたが、ドローンを使って被害状況把握を実施する予定がありますか。回答では井原地区消防組合と協議しながら導入を検討するという回答でしたが、どのようになっているかお伺います。

2つ目、避難所の備蓄品のチェックが行われていますか。昨年、総務文教常任委員会で防災倉庫を見せていただきました。その時の問題点を3点お願いしていました。1つ目、防災倉庫の鍵は誰が管理していますか。2つ目、備蓄品の一覧表の整備。3つ目、防災倉庫の表示。以上、3点お願いしていましたが、できていますか。

いざ地震の時に防災倉庫がすぐに開けられますか。また、備蓄品の一覧表と数量表が掲示してあれば、すぐに不足する品物が把握できます。また、今回の震災でも言われていましたが、水、毛布、生理用品、簡易トイレ、仮設トイレ、簡易ベッド等いろいろあると思いますが、今現在の備蓄品を再度検討される計画がありますか。また、鍵の管理方法について伺います。

3つ目、避難所の管理運営について伺います。避難場所、人数によって違いがあると思います。各避難所に基本のレイアウトや組織表等参考資料が常備されていれば急な避難所開設の時に役立つのではな

いでしょうか。

それに、固定電話・携帯電話で連絡が取れない事態が考えられます。そこで、衛星電話を各公民館に配備できればと思います。回答をお願いします。

4 丁目、避難場所に最も必要なのが水です。もし、停電、水道管の破損等で水の供給ができない場合を想定して、水の補給体制は整っていますか。町には給水車がありません。また、各小学校の避難所に給水タンクは設備してあります。中川南避難所にはまだありません。どのように対処するか伺います。

5 丁目、町の危機管理体制ができているとお聞きしました。災害時には地元の医療機関、建設業協会、社会福祉協議会、自治会、井原地区消防、警察、県、自衛隊等を含めたネットワークが出来上がっている事が必須と思われます。実際にどのようなになっているのでしょうか。

また、町民の防災意識を高める意味でも、早急に町が率先して防災訓練をすれば町民の意識も変わると思いますが、いかがお思いですか。

以上、5 点執行部の見解をお聞きします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** それでは、2 番昼田議員の自然災害の対応について、お答えをさせていただきます。全部で5 点の御質問がございました。

まず、1 点目で災害把握についてですが、現在も井原地区消防組合もドローンの導入を検討しているという状況でございます。消防組合とも協議をしながら、災害把握の一つの方法として検討している段階でございますので、よろしくお願いします。

それから、2 点目の避難所の備蓄品ですが、まず、備蓄倉庫の鍵につきましては、役場の総務防災課と教育委員会、公民館、備蓄倉庫がある小学校がそれぞれ鍵を保管いたしております。4 者で鍵を持っております、万が一の場合、4 者のうちの誰かが備蓄倉庫を開けることができるようにしているということでございます。

それから、備蓄品の一覧表は、備蓄倉庫の中に入れておまして、備蓄倉庫の表示については、今年度中に表示をする予定であります。それから、備蓄品の再検討についてですが、現時点で必要性が高いと思われる物は備蓄をいたしておりますが、今後とも言いますか、現在もいろんなものが出ておりますし、今後もいろんなものが備蓄品商品として出てくると思っています。常に研究検討を行いまして必要と思われる物をしっかりと備蓄していきたいと思っております。ただし、保管スペースの問題もありますので、現在の農協、スーパーやホームセンターとも物資供給協定を結んでおまして、災害時の対応に備えているといったところでございます。

3 点目の避難所の管理運営についてですが、町におきましては、避難所運営マニュアルを作成しておまして、町のホームページにも掲載をいたしております。レイアウトや組織の参考にさせていただければと思います。また、固定電話、携帯電話で連絡が取れない事態について、町では令和2 年度から衛星安否確認サービス“Q-ANPI”の実証実験に参加しておまして、連絡が途絶えた時の対応としてそういったことも取り組んでおるところでございます。

衛星電話、これも一つの手段かと思いますが、使いやすいものかどうか。また、費用対効果を見ながら考えていかなければならないと思っておりますので、情報を研究しながら進めていきたいと思っております。

4 点目に水への対応、これにつきましては、避難所となります各地区の小学校、それと海洋センター

に備蓄倉庫に1トンの災害用の組み立て給水タンクを配備いたしております。また、近隣市町村との受援体制を築く中で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、5点目の関係機関との危機管理体制についてですが、少し遡りますが平成16年に災害対策活動について、矢掛町消防団、それから町と警察署と協定を結んでおります。その後、平成18年に県の建設業協会矢掛支部と災害時における応急措置等の実施に関する協定、それから平成25年に国土交通省中国地方整備局と災害時における情報交換に関する協定を、平成26年に県及び県内市町村の災害時相互応援協定、こういったものを結んでおります。

このほかに、民間企業、それから民間団体とも災害時の救援、支援に関する協定を結んでいるところでございますし、今後もそういった協定先を増やしながら、災害時の受援体制というのは強化していきたいと思っております。

なお、防災訓練につきましては、町でも実践的な訓練は実施しているところではありますが、各地区でも防災訓練ができるように補助制度であるとか、冊子の配布、専門的な講師の紹介を通じて今後も御支援をさせていただきたいと思っております。

自助、共助は、災害時において、本当に重要なポイントでございます。訓練について地域で理解が深まり、積極的に実施いただけますように引き続き努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（昼田政義君）** 再度質問させていただきます。4点ほどさせていただきます。

1番目のドローンについて、再度質問いたします。井原地区消防組合とも協議しながら、災害把握をし、一つの方法として検討の段階ということですけど、実際導入計画はありますか。またいつ頃に計画しておられますか。

2つ目、3番目の衛星電話についてでございますけど、停電した場合、発電機を使用して衛星安否確認サービスを使用して行うのですか。また、安否確認サービスシステムを使える人が限られています。非常時に対応できるとは思いません。衛星電話の導入については、使いやすいかどうか。また、費用対効果を見ながら、情報収集しながら研究するとの答弁でしたが、実際に災害が起きて連絡が取れなくなったのでは遅すぎます。いつ頃までに結論を出していただけますか。

3つ目、4番目の水の補給体制について伺います。近隣市町村との受援体制を築く中で対応するとの回答ですけど、能登半島地震のように近隣も被災してどうにもならない場合を想定しての対策を考えておられますか。

4番目、最後の危機管理体制について再度お伺いします。町が実際に行われたのは平成16年です。実際、現在の想定災害基準が変わってきています。町が率先して災害対策本部の組織を編成し、災害の把握の仕方、連絡体制、復旧対策等再確認の意味でも訓練は必要ではないかと思います。

町のお考えを伺います。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。昼田議員の再質問4点ございました。

1点目のドローンですが、現在検討中ですが、導入時期につきましては令和7年から8年に掛けて導入を検討しているといったところです。

2 点目の衛星電話の導入についての御質問ですが、衛星電話、確かに地上の基地局の代わりに宇宙にある通信用の人工衛星を通じて通信を行いますので、地上インフラに依存してないということで、自然災害には強いというふうにされております。ただし、建物がある場合、遮断され電波が届かないっていうケースもありますし、また、衛星までの間に分厚い雲やそれから雨天で電波が減衰するというかたちで天候の影響を受ける可能性もあるというふうに聞いております。

通信インフラというのは本当に日進月歩でして、地上インフラも耐震化されておりますが、ただ、電源を失くした時の非常用電源という課題もあります。ほかの通信手段も研究させていただきながら、適切な時期に判断をしたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

また、矢掛町自体が、スモールタウンですので現在、防災無線——普通のクロストークのハンディの防災無線なんですが、防災無線を消防団の各分団、消防署、指定避難所等に配備をいたしております。これで災害対策本部であります役場との連絡は最低限確保できると考えております。

また役場と消防署、それから、岡山県で情報防災無線ネットワークもございますので、本当に現時点では、いろんな通信がなくなっても最終、最低限の通信は確保できるというふうに考えております。

それから3点目の水の問題ですが、それに対する受援体制。議員がおっしゃいますように近隣も被災してどうしようもない場合、そういった備えも必要であります。広域から来ていただくということを考えても3日間は耐え忍ぶということが必要だと考えております。

飲料水は先に申し上げましたように、各避難所にあります災害用組み立て式給水タンク、これに町のほうで水を補給して回ることになります。本町に給水車はございませんが、トラックに積める1トンの給水タンク、それにつなげるポンプと発電機を備えておりますので、1トンであります。いざという時は24時間フル稼働を想定しながら対応したいというふうに考えております。

町民の皆さんも本当にもう3日間の備蓄、隣近所で声を掛け合って助け合いを行っていただいて、共助の部分でも、備えをしていただきたいと思います。

4点目の訓練ですが、平成16年と言われましたのは、町と消防団、警察署で協定を結んだ年度だと思っております。消防団、警察とは平常から意見交換をしながら連携をいたしておるところですが、住民が参加しての両組織との訓練っていう大規模なものと、直近では平成28年に総合防災訓練を実施いたしております。岡山県警、自衛隊、県の防災ヘリ、消防署、日赤、あと消防団とか各地区自治協議会、各地区の自主防災組織などに参加をいただきました。

また、その後コロナ禍の中では、令和2年度に感染症に対応した避難所開設・運営研修会、これB&Gで行いましたが県と共催で実施をいたしております。令和3年度に町職員と県職員で災害対策本部開設・運営訓練、そういったものも行っております。また、災害を想定した県との連絡を行う総合防災情報システム入力訓練、これ毎年度実施しております。また、県が行っております水害訓練、地震訓練にも参加をいたしております。今後の図上訓練を含めて、適切な時期に実施したいと考えております。

なお、今回も機構改革で組織体制も変わってまいりますので、令和6年度に矢掛町地域防災計画を早急に見直しに着手をさせていただきたいと考えております。また、できるだけ実践的な訓練も引き続き行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2番（屋田政義君）** 再々質問ですが、5番目の町の実戦的訓練についてお伺いします。災害時の水、

食料の確保、各地域との連絡方法等の確立等問題はありますけど、さまざまな問題を洗い出し、町としての自然災害時の総合的な防災訓練を実施の予定がありますか。お伺いします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。再々質問で、今後の訓練についてのお尋ねかと思います。先ほど回答させていただきましたが、大規模な防災訓練は平成 28 年に実施いたしております。この時は、地域住民に各地区小学校に一旦避難をしていただいた後、矢中に移動していただいて、自衛隊、県警、そういったところも参加いただいて総合的な訓練を実施いたしました。それ以前もこういった総合訓練、大体、五、六年周期ぐらいで実施をいたしております。

それにその 2 年後ですね、平成 30 年、御承知のとおり豪雨災害がありました。矢掛町、被災をしたわけですが、この時の訓練ではなしに実際の経験としての課題で、情報の伝達、それから、あと住民が避難行動になかなか移れなかったっていうこと。それから、避難所運営にさまざまな課題があつて、ちょっとパニック的なものもあったんですが、そういったことが課題として挙げられます。

そうしたことを踏まえてその後は、地域での避難訓練や避難所運営訓練、それから避難所の設営訓練、通信訓練、そういったものを主体に実施をしていきました。

受援体制の給水ですが、水道協会にお願いいたしまして、その広域の周辺訓練も行っております。

災害が本当に発生した時とか、発災した時ってのは一番大変なことは本当に逃げることに、避難することです。安全な場所に逃げるということになろうかと思います。

中川南避難所も新たに設置されましたが、避難訓練も積極的に実施をされております。それから、これまでも各地区で自主的に避難訓練というのは実施をいただいております。今後もこうした避難訓練、それから避難所の運営ですね、それから情報伝達、そういったことを主体に行っていきながら、先ほどのような総合訓練、こういったものを計画していきたいと考えております。

来年度——令和 6 年度なんですが、住民の防災意識を高めようと、総合防災フェアというのを計画をいたしております。大勢の方に参加いただくとともに地域での避難訓練等も引き続き支援をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 昼田君。

**○2 番（昼田政義君）** はい。御回答ありがとうございました。今後もね、町民の安心安全を守るために防災計画を立てていただいて実施していただくようお願いして、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、6 番原田秀史君お願いします。原田君。

**○6 番（原田秀史君）** 議席 6 番の原田でございます。通告に従いまして、町道のり面の除草対策について及び南海トラフ地震等の地震対策についての 2 点を質問いたします。

まず、町道のり面の除草対策について、質問をいたします。町内には約 1,500 路線の町道があり、そのうちの幹線 1,2 級及びこれに準ずる 1 種町道の約 1,000 路線が、矢掛町まちピカ応援事業の対象となり、令和 4 年度末現在、町内では 134 団体が約 89 キロを、そして業者委託により 9 路線で、主にのり面の草刈り作業を行っています。

また、その他の大部分の町道のり面につきましては、私の地域でもそうですが、昔からの慣習どおり農地が面しているのり面については、耕作者の方が草刈り作業をされているのが現状ではないかと思っております。

こうした現状の中、まちピカ応援事業においては、団体の構成員の高齢化により活動の継続が困難になることによる団体の減少、また、農地においても、従事者の高齢化による耕作者の減少により、町道のり面の草刈り作業をする方が減少し、今後の除草対策が懸念されることを踏まえまして、次の2点についてお聞きします。

1点目といたしまして、まちピカ応援事業は、平成18年度に事業開始し現在に至っていると思いますが、その間の各団体の構成員の平均年齢の推移について。2点目といたしまして、まちピカ応援事業団体の構成員が10人以上から3人以上に変更され、少人数でも参加しやすい状況になりましたが、反面対象区間延長の変更はなく、1人当たりの作業量が多くなることから重労働化につながり、団体の存続も懸念されるのではないかと思います。

昨年10月に行われました矢掛地区での令和5年度地域座談会の中で、自治会などの草刈りにおいては、従事者の高齢化により、体調面や経済面で負担が大きくなり困っているのを、高齢者でも安心して操作ができる自走式草刈り機等の貸出しをしてほしいとの趣旨の提案がありました。

のり面の除草対策といたしましては、草刈り作業、除草剤散布や防草シート等の被覆による対策があるのではないかと思います。

今後、町民によるこうした町道のり面の除草作業を継続していくためにも、行政による自走式草刈り機の貸出しや防草シートの材料支給の制度を作り、まちピカ応援事業団体や自治会等を対象に事業実施することで、町道のり面の除草対策を継続していけばと思いますが、執行部の答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番原田議員の御質問、町道のり面の除草対策について、建設課よりお答えさせていただきます。

矢掛町まちピカ応援事業につきましては、協働のまちづくり宣言のもと、町と町民、地域における各種団体及び企業等との協働による美しいまちづくりを推進するため、平成18年度より事業実施されております。事業内容としては、認定された活動団体が町道や河川、公園の清掃を行うことに対し、補助金の交付を行っているところでございます。

活動概要は、先ほど原田議員さんのほうから御説明をいただいておりますが、事業開始以来、本当に多くの町民の皆様をはじめ、活動に参加いただきました皆様に改めて、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

1点目の御質問、各団体の構成員の皆様の平均年齢の推移でございますが、年齢につきましては事業開始当初より調査を実施しておりませんので、申し訳ございませんが回答できません。

2点目の御質問、町道のり面の除草対策の継続についてでございますが、まちピカ応援事業は冒頭に述べましたように、のり面の除草対策に限った事業ではなく、町道、河川、公園等の美化活動に対して実施されております。構成員の人数の変更につきましても、10人以上から5人以上、現在では3人以上とさせていただいておりますが、これは、活動団体の皆様から少人数でも実施できるので、活動人数を変更して欲しいといった要望を受け、状況に合わせ変更させていただいているものでございます。

昨年末に実施されました地域座談会でも、多くの地区よりこのまちピカ事業に関する御質問や御提言をいただき、町民の皆様の美しいまちづくりに対する意識の高さに改めて感銘いたしております。

山岡町長より、町民の皆様の意見に対して、来年度——令和6年度でございますけれども、以降直ちに対応するようにとの御指示により、建設課では、まちピカ事業に関して3点の改善点を掲げており

ます。

まず、1点目として、申請団体の負担軽減を目的といたしました申請書類等の簡素化、2点目として、新規団体、参加者の加入促進としてバッテリー式草刈り機の貸し出し、3点目といたしまして、活動団体の支援として専用相談窓口の創設でございます。以上の3点は、1月に開催されました自治協議会で報告をさせていただいております、皆様のほうから御承認をいただいております。

また、議員から具体策としての2点の御提言をいただきました1点目の自走式草刈り機の貸出しについては、バッテリー式草刈り機の貸出しによる対応を、2点目の防草シート/material支給につきましては、現在、建設課に対して御要望された団体等はいらっしゃいませんので制度の創設は考えておりません。しかしながら本町には、地元で管理されている認定町道以外の場所に対する材料支給の制度もございます。要望があった際には、その中で対応可能か否か検討させていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。まず、防草シート/material支給につきましては、材料支給制度での対応が可能なのか検討するとありましたが、基本的には、材料支給制度での対応が可能なのか、再度お聞きいたします。

また、まちピカ応援事業団体の構成員の平均年齢の推移は不明とのこと。参考ですが、私の地区でもこの事業を2007年度から実施していますが、当時の構成員の年齢構成は35歳から54歳の12人、平均年齢は44歳でしたが、現時点では構成員は5人増の17人になり、その平均年齢は比較的若い方が参加されたこともあり57歳となっていますが、65歳以上のいわゆる高齢者が半数近くを占め、5年後はまだしも10年後はどうなるんだろうかと、今から存続を懸念しているのが現状であります。

現在活動されている団体の多くに、こうした高齢化の問題があるのではないかと思います。

先般行われました令和5年度地域座談会でも、高齢化に向けた取組が課題とし、また、リモコン式や自走式の草刈り機の町からの貸出し要望があり、高齢化している中で、何とか負担が軽くなる方法を研究検討するという回答が執行部よりあったように承知しております。

先ほどはこうしたことを踏まえ、まちピカ応援事業に限定しての答弁だったように受け取りましたが、私の質問は、まちピカ応援事業や業者委託、また、まちピカ応援事業に参加されていない町民を含めた方々が行う町道のり面の除草対策についてお聞きしたものであり、答弁内容に若干のずれはあったようには思いますが、まちピカ応援事業に関しましては、申請書類の簡素化や新規団体へのバッテリー式草刈り機の貸出しや専用相談窓口の開設等、実施団体の負担軽減になり、一歩前進だとは思いますが、先ほど言いましたように、作業従事者の高齢化や重労働化の問題を解決するためにも、リモコン式の草刈り機や、比較的交通量の少ない道路上で操作でき、安全性の面からも高齢者にも比較的安全かつ容易に操作ができる、これ商品名ですがオーレック等の自走式草刈り機をまちピカ応援事業実施団体や、それ以外で町道のり面の草刈り作業をされている個人を含めた町内会等への貸出しについて、再度お聞きしますが、改めての答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 6番原田議員の再質問、町道のり面の除草対策について、2点御質問をいただきましたので建設課よりお答えをさせていただきます。

まず1点目の再質問でございます、防草シート/material支給での対応でございますが、先ほども述べま

したように、材料支給は認定路線以外での支給が基本でございますので、基本的には不可であるとの考えでございますが、先ほども答弁いたしましたように、これまでのところ御要望等はございません。

しかしながら、協働のまちづくりに対する町民の皆様の積極的な御意見でございますので、要望があった際には、要望内容により柔軟に対応してまいりたいとの考えでございます。

２点目のリモコン式の草刈り機や自走式草刈り機の個人を含めた各種団体への貸出しにつきましては、昨年度、本年度とリモコン式草刈り機や自走式草刈り機の説明会や講習会に職員を派遣し、機種、性能等につきまして検討しておりますが、それぞれの機種により用途が違っております。

どなたにでも簡単に御使用いただくには、今しばらく機種の性能向上や開発を待つ必要があるとの考えでございます。併せて、運搬方法、安全面、管理面、運営面等でさまざまな問題が考えられ、現状では利点より課題のほうが大きいと判断しており、町で購入し、貸出しするにはまだまだ検討が必要な状況であると判断しております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○６番（原田秀史君）** ありがとうございます。防草シート等の材料支給については、認定外路線が対象であるため基本的には不可であるが、要望内容により、柔軟な対応を考えるとありましたので、早速要望いたしまして、先進地事例として私の地元のほうで施工実績を作っていきたいと思います。

また、リモコン式及び自走式の草刈り機の貸出しは、安全面等々の問題があるため、現在は考えていないとの答弁がありましたが、私の地区のまちピカ団体でも、先ほど言いましたオーレックの自走式草刈り機を使いまして、安全快適に作業を行っていますし、県のアダプト事業では、乗用式の自走式草刈り機を実施団体に講習を条件に貸し出していることを見れば、さまざまなネガティブな問題も薄れてくるのではないのでしょうか。

先に行われました地域座談会でも、まちピカ応援事業等の草刈りに関する意見や相談が多くあった中で、特に、高齢化や省力化対策として、リモコン式・自走式草刈り機の貸出しの要望が多かったと思います。

またこの中で、「町道のり面というのは町の所有でしょうけど、地域に迷惑を掛けたくないという思いで草刈りをしています」という御意見があったように、まちピカ事業や業者委託以外の大部分を占める町道のり面の草刈り作業は、多くのこのような方々により行われ、車や歩行者の通行の確保などに加え、地域の環境景観が保たれていることを認識され、矢掛町が掲げます協働のまちづくりを推進させるためにも、バッテリー式草刈り機に続き、ぜひ、これらの草刈り機の貸出し制度の導入をお願いいたします、この質問は終わります。

**○議長（花川大志君）** 原田君、しばらくお待ちください。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、この際昼食などのため、午後１時まで休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、午後１時まで休憩いたします。休憩。

午前１１時５９分 休憩

午後 １時００分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、

6 番原田君をお願いします。原田君。

**〇6 番（原田秀史君）** 午前に引き続きまして、質問を再開いたします。それでは 2 件目といたしまして、南海トラフ地震等の地震対策について質問をいたします。

能登地方で本年 1 月 1 日に発生したマグニチュード 7.6 最大震度 7 の地震では、石川県を中心に大きな被害を受けました。一部破壊から全壊での住宅被害は 4 万 3,000 棟に上り、また、上水道施設では水道管や浄水施設の破損が大きく、地震発生直後、最大 16 市町の約 10 万戸で断水し、1 月 31 日現在でも約 4 万戸余りで断水が発生し、仮復旧は早くても 2 月末、一部地域では 4 月以降になるとの新聞報道がありました。

そこで、近い将来起きるとされる南海トラフ地震等の大きな地震に対する本町の上水道施設及び住宅の耐震化を含めた地震対策についてお聞きします。

まず、上水道施設ですが、1 点目といたしまして、基幹的水道管のうち、その場所で想定される最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率——これ耐震率ですね、は、今回の地震で大きな被害を受けた石川県は、令和 3 年度末時点で 36.8 パーセントと全国平均の 41.2 パーセントを下回っており、大規模な断水が起こったことについて、石川県の馳知事は「老朽化した排水管など、耐震化の遅れがダメージの大きさに直結している」と指摘しています。

2008 年に厚生労働省が、水道管や浄水施設の技術的基準を定める省令を改正し、震度 7 相当の地震でも重大な影響を及ぼさない程度の耐震化を 2028 年度までに進めるよう自治体に求めています。

こうした中、矢掛町水道事業ビジョンでは、水道事業は開始から 50 年以上経過しており、更新時期を迎える施設が多く、これらの施設の多くは、建設時の基準に基づき設計されており、現在の耐震基準を満足できていないと記されています。

このことを踏まえまして、本町の令和 3 年度末時点での各施設の耐震化状況を見ますと、管路については、管理総延長約 273 キロのうち約 133 キロ 49 パーセント。また、基幹管路約 54 キロにつきましては約 39 キロメートル 71.5 パーセントと、全国平均の 41.2 パーセント、岡山県平均の 25.7 パーセント、また令和 8 年度までに 60 パーセントとの政府目標を大きく上回っている状況であります。その他の施設の耐震化率は、浄水場 4 施設 0 パーセント、ポンプ場 21 施設 8.1 パーセント、配水池 19 施設 19.6 パーセントと低く、平成 27 年度以降、管路以外のこれらの施設の耐震化は進んでいないのが現状ではないかと思います。

大規模地震が発生した場合でも安全な水を安定供給するためには、水道施設の耐震化の促進は必要不可欠なものとの観点から、各施設の今後の耐震化の計画及びこの事に関する概算事業費をお聞きします。

2 点目といたしまして、災害発生時の飲料水及び洗濯やトイレなどの生活用水の確保についてお聞きします。能登半島地震では、被災後、全国の自治体や自衛隊などから 130 台以上の給水車が派遣されましたが、それでも水が十分に行き渡らず、特に飲料水以外の生活用水については、なかなか確保が困難で、農山村地域では用水路や小川、また、雨水を利用していることなどが報道されていました。

そこで、本町における災害時の飲料水及び洗濯やトイレなどに使う生活用水の確保の現状及び計画について、執行部の答弁を求めます。

次に、住宅の耐震化についてお聞きします。能登半島地震では、石川県内の住宅被害は一部破壊から全壊まで 4 万 3,000 棟に上り、特に被害の大きかった能登地域 3 市 3 町では、3 万戸余りで 1 月 27 日までに氏名を公表した 129 人のうち、9 割近くの 111 人が家屋倒壊で死亡したとの報道がありました。

また、倒壊等の被害の要因として、平成 30 年度末の耐震化率が全国の 87 パーセントと比較し、輪島市 45 パーセント、珠洲市 51 パーセントと極端に低かったことが挙げられています。こうしたことを踏まえまして、以下 3 点について質問をいたします。

通告では、1 点目に本町の耐震化率を聞く予定でありましたが、先ほどこのことに関する答弁がありましたので割愛をいたしました。2 点目といたしまして、今回の地震を受け、全国の各自治体では、耐震診断、耐震改修費補助事業に関する問い合わせが相次いでいるとの新聞報道がありましたが、本町におけるこうした問い合わせの状況をお聞きします。3 点目といたしまして、平成 20 年度の制度創設から令和 5 年度までの 16 年間で、耐震診断 18 件、耐震補強計画 11 件、耐震改修工事 1 件の事業実績があったとの答弁でありましたが、このような状況をどのように捉え、矢掛町耐震改修促進計画に掲げられている令和 7 年度末での耐震化率 75 パーセントを達成するための具体的な施策について答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 6 番原田議員の御質問、南海トラフ地震等の地震対策についての水道施設について、上下水道課からお答えいたします。

御回答の前に、今回、大地震に見舞われ、長期間にわたる断水の影響を受け、大変な御苦勞をされております被災地域の皆様方にお見舞い申し上げます。また、発災直後から現地で昼夜を問わず水道施設の復旧活動や応急給水活動に従事されている日本水道協会会員事業体の皆様方に敬意を表します。

まず御質問の 1 点目、水道施設の今後の耐震化計画でございますが、矢掛町水道事業では、将来にわたり事業を安定的に継続していくための中長期計画である水道事業ビジョンの中で、経営戦略を策定してございます。この戦略の中で、投資・財政計画を立てており、施設の優先順位により更新に合わせた耐震改修を行うものとしております。

水道施設には、まず、水源から原水を取水し、取水した水を浄水施設へ導水し、飲料水に適合するよう浄水の処理を行い、皆様にお配りするために配水池へ送水し、そして各御家庭に給水するという、いわば水の流れがございます。優先順位とは、この水の流れの元から対策をすることを意味しております。

水道施設の耐震化での課題といたしましては、まず、矢掛町上水道の心臓部である東川面浄水場の耐震化を最優先、次いで、構造物の中でも基幹施設である中央配水池の耐震更新を実施していくことと計画しております。

また、管路やポンプ施設につきましては、重要度と経過年数により優先順位を定めて更新に合わせた耐震化を図ることとしており、破損率の高いセメント管を最優先に実施、次いで、基幹管路について耐震更新を行うこととしております。

なお、このたび、矢掛町の多くの地域に浄水を供給している東川面浄水場の耐震更新工事が完了し、浄水施設の耐震化では県下第 2 位の耐震適合率となる見込みでございます。

次に、水道施設の耐震化に掛かる概算事業費でございますが、矢掛町上水道は施設の更新に合わせた耐震化を実施する計画でございます。法定の耐用年数で耐震更新を行った場合、今後 45 年間で約 116 億円の資金が必要との試算が出ております。単純計算で毎年 2 億 6,000 万円。水道料金収入が現状で年間 2 億 3,000 万円ですので、経営は成り立ちません。

矢掛町上水道では、厚生労働省の定める実使用年数に基づく更新基準により耐震更新時期を計画しております。この計画での耐震更新では、今後 45 年間で約 49 億円、単純計算で毎年約 1 億 1,000 万円の事業費が必要との試算となっております。

いずれにいたしましても、多額の資金が必要な状況でございます。

水道事業は、今後ますます増加する施設の更新需要や耐震化への対策など、大変厳しい経営を迫られております。水道利用者の皆様方に適切な御負担をいただく中で、収入と支出のバランスを図りながら、安全・安心、そして強じんな水道事業の構築に努めてまいります。

次に、2点目の災害発生時の飲料水及び生活水の確保でございますが、能登半島で発生したような大地震や南海トラフ地震等が発生した場合、矢掛町地域防災計画・地震災害対策編では、矢掛町の想定震度は5強から6弱とされており、町内で43棟の建物倒壊が発生するとともに上水道施設についても被害の発生が予測されております。

今回、能登半島地震では、断水の長期化が発生してございますが、この最大の原因として、浄水施設が地震動により損壊し、浄水処理も送水もできなくなったことが挙げられます。また、配水池につきましても地震による被害を受けてしまった事が、更に状況を深刻なものとしております。

管路の破断等に対しましては、仮設管の設置や修理といった方法により復旧が比較的短期間で行えます。しかし、浄水施設や配水池といった基幹施設につきましては、短期間での復旧は非常に困難なものであり、応急復旧までに数か月間を要することとなります。また、送水というものができなければ管路の漏水個所の特定もできず、被害が起こった個所が判明しない為、復旧作業への着手も遅れることとなります。

本町の水道事業は、このたび、基幹浄水場の耐震化が完了し、地震や水害といった災害に強固な施設となりました。また、今議会に上程している令和6年度水道事業当初予算に中央配水池の耐震更新基本設計に係る策定経費を予算計上しており、基幹配水池の耐震化についても着手する予定でございます。

現在、地震発生時に浄水を備蓄するための設備である緊急遮断弁が備わった配水池は、里山田配水池1,000立方メートル、こちらと、東川面浄水場内の浄水池200立方メートルがあり、これらは、災害時の飲料用水として確保することとなります。このため、飲料水以外の生活水の備蓄としては確保されないのが現状ではございますが、先ほど申し上げたとおり、基幹施設の耐震化を推進することにより、発災直後には一時的な断水等が発生すると思われますが、比較的短期間での復旧を図り、水道利用者の皆様に掛かる御不便ができる限り少なくなるよう努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 原田議員の2点目の御質問、南海トラフ地震等の地震対策、住宅について建設課よりお答えさせていただきます。

まず、本町におけます1月以降の耐震診断等に関する問い合わせでございますが、2月末の時点で6件のお問い合わせをいただいております。

内訳といたしましては、電話でのお問合せが5件、窓口でのお問い合わせが1件でございます。

2点目の住宅の耐震改修促進する具体策でございますが、小塚議員からの御質問で答弁させていただきましたように、まずは耐震診断、耐震補強計画の実施を進めることにより住宅の耐震化を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** ありがとうございます。まず、水道施設の耐震化についてですが、先ほどの

答弁では、施設の優先順位により、更新に合わせた耐震改修を行うもので、基本的には水の流れの元である浄水施設から配水池等々、順次対策を実施するという中で、東川面浄水場がこのたび完成し、浄水施設の耐震化では、県下2位の耐震適合率とありました。

厚生労働省の水道事業における耐震化状況調査によりますと、令和3年度末における全国平均の耐震適合率は基幹管路41.2パーセント、浄水施設39.2パーセント、配水池62.2パーセント、また、岡山県においては、基幹管路25.7パーセント、浄水施設31.4パーセント、配水池57.4パーセントといった状況にあります。

厚生労働省の健康局水道課の平成27年度の水道耐震化計画等策定指針の中の水道施設の耐震化目標では、“水道施設の耐震化目標は、耐震化の現状や計画期間において実施できる耐震化整備量等を踏まえて適切に設定する”とし、国は国土強じん化基本計画を策定し、水道に関しては2028年度までに耐震適合率を60パーセントにする目標を掲げていますが、本町の水道事業ビジョンには、それぞれの施設の令和3年度末での耐震化率は掲載されていましたが、今後の各施設の耐震化の目標数値設定はありませんでしたので、この点についてお聞きします。

2点目の災害発生時の飲料水及び生活用水の確保については、里山田及び東川面浄水場内に計1,200立米の災害時に飲料水として使用できる水の備蓄はある。また、生活用水の備蓄はされていないが、各々の施設の耐震化を促進することにより、発災後、短期間で復旧することで断水の影響を少なくすることでした。

過去の大規模な地震等の大災害時から、想定を超える長時間の断水が予測されます。

飲料水については、備蓄や市販の水、また、近隣の市町村等の支援で給水車などによる給水がされますが、飲料水以外の生活用水の不足も懸念されます。

こうした中、1995年の阪神淡路大震災などでも、長期間、飲料水や生活用水が確保できなかったことから、住宅や工場の井戸を事前登録し、断水時に近隣住民に開放する仕組みを導入する自治体が増加しており、2018年から2019年の調査では、全国1,741市町村のうち418市区町村で導入されています。

しかし、今回の大地震で大きな被害を受けました輪島市や珠洲市などの8市町の地域防災計画では、緊急用の水源として、井戸水の確保に努めるなどとしていましたが、具体的な制度作りには至っていませんでしたとの報道がありました。

こうしたことから、災害などで断水した際に備え、個人の住宅や工場などの民間所有の井戸を登録していただき、断水時に、近隣の方々に提供できる災害時協力井戸制度を作るべきではないかと思いますが、執行部の答弁を求めます。

次に、住宅の耐震化についてですが、先ほど同僚議員の質問に対し、昭和56年以前に新築された住宅については、まず新耐震診断を受けることから始まり、次に耐震補強計画を立て、耐震改修工事に至る中で、それぞれの補助制度を設けているが利用実績が少ないため、令和6年度よりこれらの事業に係る個人負担の軽減を図り、耐震化率の向上を図る旨の答弁がありました。

耐震化の阻害要因といたしましては、耐震化に要する費用負担が大きいことや、耐震化が不要との考えがあることなどがあり、その解決策として耐震化に掛かる費用負担の軽減、また、耐震性の必要性の認識の向上を図るための耐震診断の徹底が言われています。

しかし、能登半島地震で大きな被害を受けました珠洲市では、耐震化率51パーセントといった状況の中、国の補助金に独自の上乗せもし、最大200万円を助成することで耐震化工事の促進を図ってきました。

たが、利用者は平成23年度から令和4年度にかけて計5件の利用にとどまり、この要因の一つとしては、少子高齢化による過疎化もあるのではないかとされるとの新聞報道がありました。

確かに、耐震化をしても誰も家を継がないという状況であるならば、耐震化の意欲が湧かないのは、当然であります。こうしたことが、耐震改修工事を進める上でも大きなネックになっているのではないかと思います。

本町の日常生活圏域ニーズ調査によりますと、回答のあった3,887件のうち、65歳以上で夫婦二人暮らしの世帯が33.1パーセント、また、一人暮らしの世帯は13パーセントあり、計46.1パーセントの世帯が高齢者のみという調査結果があります。

こうした高齢者世帯の方々の多くは、昭和60年以前に建築された住宅に住まわれていることが予測される中で、耐震性が不十分な住宅の耐震化を図るためには、こうした現状を捉え、このことを矢掛町耐震改修促進計画にも書かれております耐震化の課題の一つに加え、施策を展開する必要があるのではないかと思います。

また、自己負担額の軽減については、耐震改修促進計画の中に、木造住宅の安価な耐震改修の工法の一例として、一般的な工法の45パーセントのコストで施工できる工法が紹介されておりましたが、こうしたことについても広報紙等で周知を図る必要があるのではないかと思いますし、このことに加えまして、岡山県が27市町村の耐震工事にかかる令和5年度4月現在の補助金額と補助率を見ますと、補助率80パーセント、補助金額100万円が最高値という現状の中、他の事業との整合性の問題も出てくると思います。耐震改修促進計画にあります、“3 施策の展開”の中の(1)といたしまして、“耐震化により建物被害が軽減されることにより、人的被害も軽減されること、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること”とありますので、このことも勘案し、補助要綱にあります補助対象経費に0.5乗じた額——補助率50パーセントであります。で、上限80万円とありますが、上限80万円はそのまま、補助率を100パーセントにすれば、例えば、一般的な耐震改修工事の工事費は、平屋建ての場合は100万から150万円が最も多く、全体の半分以上が140万円以下、また、2階建ては過半が190万円以下という、日本建築防災協会の資料にあるこの工事に対し、補助率50パーセントだと平屋の場合は補助金が50から75万となり、それぞれ50から75万円の自己負担となりますが、補助率100パーセントにした場合の自己負担額は20から70万円となり、30万円から5万円の自己負担が軽減されることになります。

限られた予算の中では、こうした手法を用い自己負担額の軽減を図ることも耐震化の促進に寄与するものではないかと思いますが、前段を含めまして執行部の答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（平井勝志君）** 6番原田議員の再質問のうち、私のほうからは、水道施設の耐震化についてお答えいたします。

今後の各施設の耐震化の目標設定でございますが、水道事業ビジョンでは、矢掛町上水道の50年後、100年後を見据えた方向性や実現化方策を示すもので、直近10年間の事業計画を定めたものでございます。耐震化率の目標数値としては計上してございませんが、それぞれの施設の耐震更新などの事業計画として個々に記載をしております。

これらの事業を実施した場合、令和3年度時点で耐震化の進捗がない施設区分につきましても、令和8年度時点で、浄水施設の耐震化率56.8パーセント、こちらは県下第2位です。配水池の耐震化率58.8

パーセント、こちらは県下で第4位となりまして、全ての施設区分で県下でも上位に位置する状況となります。耐震化率の最終目標は、言うまでもなく100パーセントでございます。

今後も利用者の皆様方に必要な御負担をいただく中で、年次計画により老朽更新に合わせた耐震化を推進するとともに、財源と投資のバランスを図りながら、安全安心で強じんな水道サービスの提供を持続可能なものとするよう努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** 失礼いたします。それでは、原田議員の水道関係の2点目の再質問について、お答えいたします。災害用の井戸登録についてでございます。

先日新聞に取り上げられたということもありまして県から調査がまいりましたが、岡山県内ではそういった例は無いということをお聞きいたしております。

ただ、議員のおっしゃるとおり、断水時の井戸の活用というのは大変有効な手段でございます。少し私の経験談の話になりますが、6年前、平成30年の豪雨災害の時に、我が家も含めて宇内地区一部2日間停電がありました。その後、浄水場も被災しましたので地区全体4日間断水という状況でした。長期間の停電というのは、町内で宇内地区だけでしたが、断水については、町内かなり広範囲に発生をいたしております。

その時、我が家では発電機で井戸ポンプを動かしましたし、復電してからも断水が解消するまでというのは本当に井戸水では助かったという経験があります。

30年の豪雨災害の時は、周辺部、中央排水場より高い所については長期間断水が続きましたので、我が家だけでなく多くの家庭で井戸水というのは利用されたのではないかと思います。

このように断水時の井戸活用というのは本当に良い有効な手段ではございますが、ただ、あくまでもやっぱり個人の井戸ですので、登録をして広く誰でも使ってくださいという想定は少しハードルがあるのではないかと思います。やはり、近所、地域で、お互いに共助として利用していただくということになろうかと思います。

少し紹介させていただきますと、そういったことがありまして、宇内地区では井戸のある家の位置などを落とし込んだ防災マップを作っておって、全戸に配布をいたしております。

町内には井戸があるという家庭はかなりあると思います。町としても、総務課の防災担当のほうでお手伝いさせていただきますので、ぜひ、自主防災組織、自治会等 dengan こうしたマップ作りに取り組んでいただき、地域での備えとしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** それでは、原田議員の住宅に対しての再質問について、建設課よりお答えをさせていただきます。まず、1点目の耐震化の施策の展開につきましては、矢掛町耐震改修促進計画では、事業の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととしておりますので、頂戴いたしました御意見を参考に施策の展開を図ってまいりたいと存じます。

また、少子高齢化によります住宅の問題につきましても、後継者がいない場合などは空き家問題との関連も出てまいります。今年度実施いたしました空き家調査等の結果等も踏まえ、多面的な施策を実施していく必要があると考えております。

2 点目の耐震改修に関する自己負担の軽減でございますが、こちらのほうも先ほどの小塚議員の再質問で答弁させていただきましたとおり、耐震診断、耐震補強計画の実施状況により来年度見直しを実施していく予定でございます。

また、安価な耐震改修工法につきましては、耐震診断、耐震補強計画を実施していただくことにより、それぞれの住宅に合わせた安価な工法も耐震補強計画の中で提言されますので、重ねて、住民の皆様には、耐震診断及び耐震補強計画の実施をこの場を借りてお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 原田君。

**○6番（原田秀史君）** まず、水道施設の耐震化についてですが、浄水施設の耐震化率は 56.8 パーセント、また配水池においても 58.8 パーセントと県下でもそれぞれ上位に位置しているが、最終的には水道施設の耐震化率 100 パーセントを目指しているとの答弁があり、もうこの目標を達成に向け、あらゆる面でこれまで以上の努力を期待するところであります。

しかし、耐震化率を上げるためには、更新に合わせた実施計画の中、先ほどの答弁にもありましたが現在の水道料金収入約 2 億 3,000 万円の約半分の 1 億 1,000 万円を毎年、今後 45 年間、合計で 49 億円が必要との答弁がありましたが、今後、人口減少による水道料金の減少等々を考慮すると、決して容易に達成できるものではないと思います。

これは、先ほども言いました厚生労働省の水道耐震化計画等策定指針では、基幹施設管理棟を中心に全体を耐震化することが望ましいが、水道施設の耐震化目標は、耐震化の現状や、計画期間、10 年程度において実施できる耐震化整備量等を踏まえて、水道事業者において適切に設定するとありますので、矢掛町水道ビジョンに記されている投資計画に基づき、優先順位を設定し、今後の水道料金等のその収入とのバランスをとる中で計画に計画的に進めていくことをお願いをいたします。

また、災害用の井戸の活用につきましては、6 年前の西日本豪雨災害時に地域で井戸水を利用した経験から、災害時等の断水事業は有効な手段であるとの認識の中、個人の井戸であるため、登録をし、誰でも使うことに対してのハードルがあり、今後は登録制度ではなく、自主防災組織や自治会等で取り組んでいただきたいとの副町長からの答弁がありました。

この井戸の登録制度は、先ほども副町長がおっしゃってましたが、岡山県では実施市町村はなく、中国地方では、広島県など 3 県が実施しています。その中の広島県尾道市では、6 年前の西日本豪雨災害を受け、制度を開始し、現在、公共施設 11 か所で個人宅と事業所では 44 か所、合わせて 55 か所の登録があるように、今回の能登半島地震の断水を受け、今後は、全国的な広がりがあるのではないかと思います。

そうした中、本町としても、近い将来起こるであろう南海トラフ地震を想定し、先ほど副町長が言われたハードルについては、宇内地区での実践を基にハードルを取り除く対策を行い、自主防災組織等との連携の中で、こうした登録制度を含めた既設井戸を災害時に活用できる仕組み作りの早急な構築をお願いいたしまして、この質問は終わります。

次に、住宅及び建築物の耐震化につきましては、前段の同僚議員及び私への答弁からは、耐震化の促進を図るために、まず、耐震診断、耐震補強計画の実施を促し進める中で、来年度以降の実施を視野に、現在 9 市町が事業実施している部分改修工事の状況について調査研究をする。また、自己負担金の軽減については、耐震診断、耐震補強計画の実施状況により、来年度見直しをするとの答弁がありました。

先ほども言いましたが、国土交通省の住宅建築物の耐震化の現状と課題の中で、具体的な施策として耐震化に要する費用負担の軽減や耐震性の必要性の向上を図るための耐震診断の徹底等の耐震化促進方策の基本的な方向性とも合致するものがあると思いますので、今回の地震後の2か月間に耐震診断等に関する問い合わせが6件あったこの機を捉え、耐震診断等の必要性の周知とともに、ニーズに沿った回収方法、また、補助率のかさ上げ等、自己負担額の軽減につながる制度設計を行うことにより耐震改修工事の促進を図り、令和5年度末現在の耐震化率約70パーセントを、令和7年度目標75パーセントの達成、また矢掛町地域防災計画にあります南海トラフ地震発生時に想定されている揺れによる全壊29棟を防止するためにも、耐震化率100パーセントを目指し、災害時の際、被害を最小限に抑えられる住宅の耐震化対策に期待をいたしまして、この質問を含め全ての質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、11番土田正雄君、お願いします。土田君。

**○11番（土田正雄君）** 議席11番の土田でございます。今回は2点の質問を行います。まず1点目は、带状疱疹予防接種費用の一部助成について、次に2点目は、地域コミュニティの現状と今後の取組について、この2点の質問を行います。

まず最初に、1点目は带状疱疹予防接種費用の一部助成について、質問を行います。この質問は、令和4年の9月議会に行っておりまして、その時の回答は「このワクチンは、法定外の任意接種ワクチンであり、近隣の助成制度と合わせて検討する」という回答でございました。

带状疱疹は、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で、80歳までに3人に1人が発症するというふうに言われております。最近では、50歳以上の人は带状疱疹予防接種を受けるようにといった広報動画をよく見かけます。県下でも県北の自治体などでは、接種費用の約二分の一の補助を開始しており、全国的にもここ2年間で補助を行う自治体が増えておりますし、矢掛町において今後補助制度を行う考えがあるのかどうかお尋ねします。

**○議長（花川大志君）** 健康子育て課長。

**○健康子育て課長（小川公一君）** 11番土田議員の带状疱疹予防接種費用の一部助成についての御質問にお答えいたします。带状疱疹予防接種費用の一部助成につきましては、議員の御指摘のとおり、令和4年の9月議会でも御質問をいただいております。带状疱疹ワクチンは法定外の任意接種であって、接種の費用は、原則自己負担となること。助成制度については、近隣の状況などと合わせて検討する旨のお答えをしております。

今回の御質問は、その後の状況の変化などから、現時点での助成制度についての考えについての御質問ということだと思います。

まず、带状疱疹ワクチンにつきましては、最近では、令和5年11月に国のワクチン評価に関する小委員会が開催されておりまして、その中で带状疱疹ワクチンにつきましては議論がなされています。委員会のほうでは、带状疱疹の症状について、带状疱疹は一定の頻度で皮疹消失後に数か月以上にわたって疼痛が持続する带状疱疹後神経痛を合併するとしており、この疼痛が長く続くことが患者の大きな負担になっています。また委員会では、带状疱疹ワクチンについて、带状疱疹の発症に加え、带状疱疹後神経痛の発症も予防することが期待できると評価している一方で、ワクチンの費用対効果につきましては、ワクチンの有効性の持続期間に関する直近の知見を踏まえた評価や、組換えワクチンについての中立的な評価が必要であるというふうにしておりまして、結論としては、定期接種については、国において引

き続き検討するとのことでございます。

次に、近隣の状況ということで、令和5年10月の県内自治体の助成制度の状況ですが、県内27市町村のうち、带状疱疹ワクチンの助成制度を設けている自治体が先ほど議員もおっしゃいましたが4自治体でございます。また、検討中という自治体が2自治体でございます。

こういった以上のように、令和4年度の時点と比較しますと近隣の自治体にも一定の変化は出てきてございますが、国においては定期接種化を検討中ということもございますので、こうしたことも踏まえながら、助成制度については、担当課といたしましては引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

**○議長（花川大志君）** 町長。

**○町長（山岡 敦君）** はい。11番土田議員の御質問にお答えさせていただきます。带状疱疹ワクチンにつきましては、非常にお困りの方も多いということで、以前のこの議会にもですね、御要望があった件だというふうに私自身も重く受け止めております。そうした中でですね、この井笠圏内でも今後実施するか、あるいは6年度に検討する市町村があるという情報も入ってきております。

矢掛町といたしましては、令和7年度を目標に結論が出せるように検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。担当課長並びに町長より回答いただきました。令和7年度に向けて検討するというところでございます。この病気は、本当誰しも、体内にそういったウイルスを持っており、免疫力が低下する又は高齢化すると出てくる厄介な病気です。また、病状が出ると回復しても神経系に障害を起こしたりする、こういったこともいろいろ聞いております。

そして、東京都なんかも、自治体に対してそういうふうなワクチンの接種に対しての費用の一部を補助するといったニュースも流れております。

誰しもかかりうる病気でございます。しかし、このワクチンは非常に接種後の発病率と言いますか、予防効果、これが非常に高いというふうに聞いております。例えば、50歳以上では97パーセント、神経痛の予防効果については70歳以上で85.5パーセント。こういった情報もあります。ただ、一度かかると再発というのは8パーセントと非常に低いというふうに聞いておりますが、なにぶん高齢者がかかりますと本当後遺症含めて大変な思いをするというふうに聞いております。

早い時期に対応をしていただくことをお願いしてこの質問を終わり、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、地域コミュニティの現状と今後の取組について、質問を行います。町内会、自治会などの地縁団体の数や加入率は高い数値となっており、これは日本独自の仕組みでございます。しかし、近年の人口減少やサラリーマンの増加、また自営業の減少に、勤労者世代が昼間地元にはいないため、地域コミュニティの維持が困難になってきております。

町内会に加入している戸数も少なくなり、共同作業も困難になっております。そのため、昔から続いている行事もなくなり、町内会の役割が少なくなってきております。

社会情勢も変わり、役員が回ってくると町内会を脱退するといった例も出てきております。

自治体が今後期待する活動においても、今まででは、地域のイベントや行政からの連絡、また環境整備などが主な役割でございました。しかし、自治体が今後活動に対する分野は、地域防災や地域福祉、

空き家対策、空き巣対策などが求められております。

地縁団体としての自治組織ができてこれは地方自治法の 260 条に定められておりますが、40 年以上経過し、人口減少は更に進む 10 年後、20 年後の将来に備えて、地域コミュニティの見解についてのお考えをお尋ねいたします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい、失礼いたします。11 番議員の地域コミュニティの現状と今後の取組について、私のほうでお答えさせていただきます。

昨年の地域座談会で多くの地区で人口減少、少子高齢化による地域活動の低下など、地域コミュニティ機能についての危惧する意見が出ました。一つの町内会だけで活動ができなくなっている。そして、合併を検討しているっていう話も出ました。

日本では古来から何々組とか、現在とは呼び方は違うと思いますが、町内会・自治会に相当するコミュニティ組織があって、戦前の古い登記では、そうした所有権登記も残されております。

長い歴史の中では、町内会の合併とか分離も行われておりまして、最近でも団地など新しくできる町内会もあります。自治会につきましては、少し合併前の経緯もあるようで、地区地区によってその成り立ちは違うようですが、美川地区では神社単位で自治会を組織されているように思っております。

町内会も自治会も、地域一円行事の結び付き、それがコミュニティ団体として自主的に組織されたものだと思っております。

行政としては、町内会・自治会、一つのコミュニティの集まりと考えておりますので、行政情報の発信や地域情報の提供などお願いいたしておりますし、また、防災・福祉の面では、コミュニティは共助の根幹です。住民の安全安心になくってはならないものだと思っております。そうしたことからコミュニティの形成っていうことだけでなく、公共サービスの提供の拡充、共助により安全安心のまちづくり、自治組織が果たす役割というのは重要になってきていると思っております。今後、更にコミュニティ活動の促進、それから協働による行政サービスの実施など、そういったことに進めてまいりたいと思っております。

なお、町内会・自治会の再編などにつきましては、まずは役場の町民課に御相談いただきながら、しっかり地域で話し合っていたいただきたいと思います。

それから、地縁団体としての自治体組織ができて 40 年というお話がありましたが、これは議員もおっしゃいましたが、現在の法令では法人格がないと所有権移転登記ができないっていうことがありまして、地方自治法で、認可地縁団体の規定がされたものでございます。自治体組織で登記する場合は、以前は代表者が個人名義とか役員の共有名義で登記が行われておりましたが、それでは不都合があったことから、町内会自治会でも法人として認可できるっていうふうになったものでございます。この地方自治法の改正で地縁団体が規定されて 40 年以上になりますが、矢掛町では今 13 の自治会と町内会が認可をされています。

最近まで認可の要件に不動産の取得目的っていうのがあったことから、土地や集会所とか、登記が目的で認可申請をされたものでございます。

認可地縁団体につきましては、町長が認可することになりまして、総務防災課が担当でございますので、また御相談いただければと思います。

いずれにしても、地域におけるコミュニティ機能低下が危惧されるっていうのは、やはり人口減

少、で少子高齢化、それによります構成員の高齢化、担い手不足、従来の協働作業・伝統作業、これらの行事が困難ということが挙げられます。

本町の人口減少も、確かにあの自然減は大きいですが、今日若干町長も答弁されましたが、転入出の社会増減ってのは結構頑張ってるというのが状況でございます。引き続き、人口減少、少子高齢化の対策に取り組んで、ずっと住み続けるまちづくり、これを推進することが地域コミュニティの維持につながるものだと考えております。

以上でよろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 土田君。

**○11番（土田正雄君）** はい。回答いただきました。私もいつの新聞でしたか、矢掛町社会増が1というふうに、県下でも早島、総社、里庄、矢掛。本当すごいなと思ってこれは見ておりました。

この質問をなぜしたかという、最近まちづくりとかいろいろ全国で展開されてますが、総務省が令和3年の7月に自治会・町内会の活動の持続可能性について、全国の1,724の市町村に対してアンケート調査を行っております。これがなぜ行うのかなということで、国のほうも10年先20年先について、やはり危惧しているのかなというふうなことで質問させていただきました。

全国的に自治会においても、加入率の低下や、また役員のなり手不足、こういった課題の原因は、地域ごとに確かに異なります。共通しているのは、昔と違って単身世帯や女性世帯が増えており、また、高齢者のみの世帯も増えております。また、高齢者も定年延長で雇用が伸びておりまして、ライフスタイルの変化や地域コミュニティに関わる会や時間の減少、こういったものが影響しているのではないかと思います。

またそういった中、一方では、町民から、もう自分のまちのことなのに業者に任せきりで無関心で、役場任せになっているとこういった声も耳にすることがあります。

町民こそが自治やまちづくりの主人公であり、どのようにして中身のある主人公として、どのような形で関わるために何を行う必要があるのかなど、みんなで考えてみる時期に来ているのではないかと思います。

全国でもまちづくり基本条例などを策定し、町民と一体となってまちづくりを進めている自治体もあります。今後とも町民との話し合いを行う中で、まちづくりを進めていただき、私の質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（花川大志君）** 異議なしと認めます。よって、14時15分まで休憩いたします。休憩。

午後 1時57分 休憩

午後 2時12分 再開

**○議長（花川大志君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、1番土井君お願いいたします。土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 議席1番土井です。通告に従い、豪雨・地震などによる急傾斜地の災害想定及び公助としての地域防災に対する取組について、町行政の見解を伺いたく、質問を始めてまいります。

本年1月1日に、石川県能登半島を襲った大規模地震は、阪神淡路大地震や熊本の大地震、最大震度を上回る規模となり、家屋倒壊、火災、土砂災害、更に津波と二百数十名の死者を出す大惨事となりま

した。土砂崩れに民家が飲み込まれる映像が幾度となく報道され、能登地方特有の地域的な要因もありますが、改めて自然災害の恐ろしさを我々は思い知らされたわけであります。

これは決して対岸の火事ではなく、我がまちとしてはこのような緊急事態への公助としての備えを行政に質し、自助・共助としての心構えと対処の在り方に反映できるよう、町民に広くお伝えすることもまた議会の一つの役割と考えますので、我々町民が行うべき取組や防災仕組みの現状、また、地域の防災組織に対する支援の内容などについて、担当課の答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。それでは、1番土井議員の御質問にお答えをさせていただきます。土井議員がおっしゃいますように災害時の自助共助っていうのは大変重要でございます。とりわけ大地震では、被害が広範囲に及びますので公助だけでは対応しきれない。自助共助の重要性が増してまいります。

国においては、行政は防災対策の充実に不断の努力を続けていくが、近年の地球温暖化に伴う気象状況の変化や行政職員に限られていることなどにより、突発的に発生する激甚な災害への行政主導のハード対策、ソフト対策には限界があり、住民主体の防災対策に転換していく必要があるというふうに関国のほうで指摘をされております。

また、住民は自分の命は自ら守る、そういった意識を持ち、行政は、住民が適切な避難行動を取れるように全力で支援することが、目指すべき社会であるというふうにされております。さらに、これを実現するために、災害リスクのある全ての地域であらゆる世代の住民に普及啓発を行い、住民の行動を支援する防災情報を提供することが重要であるというふうに言われております。

そうしたことを踏まえまして、町といたしましても、ハザードマップを適切な時期に更新しながら洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の見直しが反映されたものを町民の皆様に周知をさせていただいております。

地域ごとに危険の種類が違うことなどを踏まえまして、自分事として、我が家の状況はどうなっているかということを確認していただけるよう今後も努力していきたいと考えております。

さらに、災害の激甚化を受けた国の災害対策基本法の改正に関わる課題についても対応いたしておるところでございます。具体的に、避難行動に配慮を要する高齢者・障害者の避難をどうするか。高齢化による支え手不足の問題。そういったことに直面しながら、個別避難計画の作成、地区防災計画の作成への対応でございます。

本町では、個別避難計画っていうのは平成3年度に初めて作成をされております。今後も町で出前講座、補助制度、専門家の派遣など可能な支援をさせていただきながら、地域での体制作りの御支援をさせていただきたいと考えております。

自主防災組織に関しましても、組織率は、町全体で85パーセントとなっております。小田地区で言いますと、地域の自主防災組織を束ねる統合自主防災会を作られておまして、避難所である小田小学校、近隣の保育園、こうど会館への避難者の配置などもマニュアルを作成するなど先進的な取組をされています。

土井議員がおっしゃいます小田地区の自主防災組織の体制のモデルについて、ほかの地区にも御紹介しながらそれぞれの地域性を持つ各地区の自主防災組織の活動の強化につながって、自助、共助の部分が強化されることを期待をいたしております。

また、そうなるように、町といたしましても、補助制度や防災訓練の講師の紹介、他地区の取組の紹介などを通じて、共助の取組の支援をさせていただきたいと考えております。自助共助、この強化についてお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再質問をお願いします。個別の避難計画、地域防災計画の作成、また、補助制度や防災訓練等に主体的に取り組む地域組織等に対しては、行政として支援していただけること、公助の部分の現状とこれからの方向性を御解説いただきました。

その中で、自らの命は自ら守るとの意識の下、自助、共助の強化を地域で進めてほしいとの御指摘がありました。これは、官民双方が持つべき意識であろうと私は思うわけですが、冒頭申し上げました能登地方の地震被害の現況を見ますと、自助共助は自ずと限界があり、その結果として、多数の人命が失われたと推察せざるを得ないわけであります。本当に残念なことです。

そこで、質問の趣旨にも記したとおり、小田地区にある公共施設“矢掛寮”を一つのモデルとして、先ほど担当課からの答弁もありましたが、避難行動に配慮を要する高齢者や障害者の安全な避難に対する公助としての取組について伺います。

同施設には、介助を必要とされる方が入所しておられますが、建屋の西側は、山林傾斜地となっております。想定外の短時間豪雨のため、土砂崩れが発生し、施設を直撃するなどの被害想定はなされているのか。また、土石流が道を塞ぎ、緊急車両が通行不能となった場合、同施設までの急な坂道をどうやって救護に向かうのか。そういった想定の上に精査されるべき個別避難計画は策定されているか。

以上の点について、答弁を求めます。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。土井議員の再質問にお答えさせていただきます。矢掛寮につきましては、現在、土砂災害警戒区域に入っておりませんので、別の場所に移動せず施設にとどまるということになります。

入所者、現在今24名ですが、その半数は介助を要するために、避難ではなく職員の介助が届く施設にとどまり状況を見るという対応となります。しかし、不測の事が起こらないとは限りませんので、その時は状況に応じて施設の職員が対応することになります。

個別避難計画は、在宅におられる避難行動に支援が必要な高齢者・障害者の方々と避難行動要支援者名簿に登録された方について作成する計画でございます。

確かに、矢掛寮の入所者は自分で避難することは困難で、避難行動に支援が必要な方々ですが、寮では24時間職員が勤務をして対応しているということから、個別避難計画は作成いたしておりません。施設において入所者の安全確保に努めさせていただくということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 再々質問になりますが、今回の質問の趣旨は、矢掛寮を一つのモデルとして、発災時の入所者に対する安全な行動ができるか否かを、さまざまな想定外の事態が発生することが災害です。矢掛寮がある場所が、地震などの災害の場合、山崩れが発生しないと断言できるのでしょうか。100年に一度の規模の災害だとしたら、人命、財産も全て失ってしまいます。まさに能登半島では、ほ

んの2か月ほど前に、現実起こったことなのです。

町内にこのような地区が数多くあると推測されます。地域に応じた細やかな避難計画が必要だと思われますが、自助の観点から自ら対応できない方もおられます。その象徴的な場所が矢掛寮だと思うので、一つのモデルとしてこの質問を行っているのです。

私は、小田地区で何も対処が確立されていない防災地区があってはならないと考えますので、ここから一歩ずつ対処対策が構築できればと思っておりますが、執行部としてはどう考えられますか。見解を御答弁お願いします。

**○議長（花川大志君）** 副町長。

**○副町長（山縣幸洋君）** はい。土井議員の再々質問にお答えをさせていただきます。先ほどお答えをさせていただきましたとおり、矢掛寮は保護施設ですので、病院やたかつま荘やほかの介護施設と同様に施設内にとどまって職員が対応するということになります。基本的には自助の施設ということになるかと思います。

矢掛寮を例えば一つの家庭に置き換えますと、家族の中に支援が必要な高齢者がいらっしゃると思いますが、若い世代の家族が常に家に同居しているという状況かと思います。そうした家庭では、もし家が土砂崩れも浸水のリスクも少ない場所だったら避難せずにとどまるという方もいらっしゃると思います。

矢掛寮では、施設が被災しなくても、ライフラインが止まってしまうことなどを想定して3日間の食料、薬等備蓄を行っておりまして、それについては、病院やたかつま荘も同様でございます。御家庭でもできる範囲で、そうした備蓄等備えていただければと思っております。

議員がおっしゃるように、当然、地震などで山崩れが起きないと言えば断言できませんし、想定をはるかに超えた未曾有の災害が来ないとは言いきれません。いずれにしても、被害想定というのは、その規模は無限にあります。さまざまなケースを想定してBCPやマニュアル作りを準備しておかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 土井君。

**○1番（土井俊彦君）** 執行部の御見解をいただき、災害の予測は難しいことです。町としての施設に對してのマニュアルがあることも承知しておりますが、不測の折には機能しないことも考えられます。柔軟な対応ができるよう、避難計画を早急に作成していただくよう前向きに考えていただきたい要望をお願いして、全ての質問を終わります。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、12番浅野 毅君お願いいたします。浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** それでは、議席番号12番浅野 毅でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。本日の質問は3件ございまして、1番目が市街地の交通規制について、2番目が年末年始の観光関連公共施設等の休業について、それから3番目がまちの駅について。これは、いずれも10年20年先を見据えての私なりの思いで質問させていただくことになると思いますので、結果はなかなか難しいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1番目の市街地の交通規制について。これは、重伝建とそれから無電柱化、道の駅の三大事業が完成しまして、もう2年なり3年経過いたしました。三大事業後、観光客の方も急激に増加しまして、昨年度は約55万人の流入人口ということになっております。これはいずれ100人を見据えていうことになるかと思いますが、今後そういうことに増加が見込まれると思います。

そこで、交通の安全のために市街地といいましても、本陣通りですね。本陣通りの今 30 キロ規制をしておりますが、これを 20 キロに制定したらという質問でございます。

これはですね、警察庁の通達によりますと、生活道路は 30 キロを認めて原則 40 以上ですかね、30 キロを認めておりますが、ただし、例えば、高齢者の歩行者等の割合が高く車両の衝突時の被害軽減を特に図る必要がある道路、また、通学路のうち特に必要がある道路、地域住民から強い要望がある道路、それから、通行止め規制を実施したいが止むを得ない事情により自動車の通行制限できない道路等においては、個別の道路交通環境の実績を踏まえて 20 キロを指定することができるということになっておるようでございます。

そこで、町の行政のほうで決定することではないんですが、町民課としての見解を問います。よろしくをお願いします。

**○議長（花川大志君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾茂樹君）** 1 2 番浅野議員の市街地の交通規制につきまして、町民課からお答えさせていただきます。矢掛の市街地中心部でございますが、平成 28 年に岡山県警によりゾーン 30 に指定されており、交通事故の抑制対策の一つとされています。

議員御提案の 30 キロ規制から 20 キロ規制でございますが、御紹介いただきました警察庁の通達では、条件と言いますか、要件次第でというふうになろうかと思えます。

矢掛市街地の道路でございますが、観光客もいっぱい来られますけれども生活道路でもございますので、やはり住んでおられる方々の意見も十分お聞きした上での対応になろうかと思っております。

平成 31 年 3 月議会、令和 3 年 3 月議会に同様の御質問をいただいております、同様の回答になって申し訳ございませんが、やはり、運転される方、歩行者の方々がそれぞれ交通ルールと交通マナーを守っていただくことが重要だと考えております。

今後も警察署や関係団体と協力しながら、交通安全啓発活動を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○1 2 番（浅野 毅君）** はい、ありがとうございます。それで、ちょうどタイミングが良いのか悪いのかわかりませんが、今朝の山陽新聞に県内初ゾーン 30 プラスという記事がございまして、これは何かといいますと、子どもたちが通る横断歩道を少し高めにしようというようなことだろうと思えます。そういうことで、これは津山のほうで実験して、これからやるということなんですが、いずれにしても、本陣道路、お客さんが多い土日なんかなかなかもう運転してても非常に危険な感じがしますので、20 キロ規制が唯一ということではございませんが、何か新しい施設、例えば今申し上げたゾーン 30 プラスというようなことをおやりになるとか、何かいろんなことを考えていただければという質問でございます。

以上です。はい、2 番目に行かせていただきます。2 番目は矢掛町年末年始の観光関連公共施設等の休業についてでございます。

矢掛町は観光産業を主力の一つにしておりますが、その経過でさまざまな施策を行ってまいりました。特に、ハード面は充実しております、今後はソフト面の充実が必要だと思います。なかでも、住民の皆さんのより一層のおもてなしの心が必要と感じております。

そこで、一つの提案をいたしますと、正月に観光客の方が来町され、観光施設の休館が多くがっかり

されているように私は感じております。他地域にも同様なことがあると思いますが、観光立町矢掛としてできるだけ開館日を増やし、お客様を誘致したらと思います。人員確保等難しい面はあると思いますが、担当課の見解を問います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 12番浅野議員の年末年始の観光関連公共施設等の休業についての御質問に産業観光課からお答えいたします。

近年整備した観光施設で年末年始に開館している施設は、矢掛屋のみであり、やかげ町家交流館、道の駅山陽道やかげ宿、矢掛ビジターセンター問屋、やかげ西町イベント広場については、令和5年から6年にかけての年末年始は、12月30日から1月2日までの4日間を休業していました。なお、道の駅については、駐車場、トイレ、交通情報室は、年末年始も含め年中利用可能となっております。

この休業については、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例において、町長の承認を得て休業日を決めることができることとなっており、それぞれの施設の指定管理者の申出により、休業日を承認しているところでございます。また、民間施設においては、やかげDMOが、町内の物販・飲食店舗の年末年始の休業の聞き取りを行っており、開業している店舗は僅かであり、多くの店舗が休業している状況でした。年末年始における多数の来訪者が見込めない状況から、採算面や働き方改革による有給休暇取得促進の中での人員確保等により休業に至っていると考えられます。

今後は、民間施設の動向を注視し時期をとらえ、指定管理者と年末年始の開業の妥当性等について協議していきたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** はい。いま、答弁いただきましたが、年末年始における多数の来訪者が見込めないから休暇も短くならないというように捉えておるんですけど、それを考え方の相違で、少ないから増やしてお客さんを呼ぶということもあるんで、どうかなと思いました。

それと、私が質問したのは、矢掛町の12月の広報には図書館から美術館からずっと並んでおりまして、そういうものもひっくるめての思いでありましたんで、特に図書館、美術館、それから本陣ですね。非常に長い休みを取られておられるんで、そのあたりはどうかなという気持ちでもありましたんで、そちらのほうの御答弁はいただけますでしょうか。

**○議長（花川大志君）** 教育課長。

**○教育課長（藤原徳忠君）** はい。それでは、浅野議員の再質問ということでございます。広報紙の12月号のほうに各館公共施設、役場を含めた休館の様態が出てたというふうに記憶しております。

教育関連施設と申し上げますと、町立図書館、それからB&G海洋センター、それから観光施設ともいえる美術館がございます。これらにつきましては、それぞれ管理運営規則がございまして、それに基づいて休館日を設定していると。その中には年末年始の休館の記載もございます。これに基づいてしておりますので、結論から申し上げますと、産業観光課長が答弁したように、採算面、それから従事する職員の働き方改革、いわゆる福利厚生の方から、私は現時点では妥当である。つまり、現状のままで良いのではないかというふうに考えております。

ただ、いま議員が、見解の相違というふうなことをおっしゃいましたので、いや私からは違う面からちょっと御説明したいと思います。

美術館を例にとりますと、休館日の設定は月曜日。そこが祝日の場合は翌日になります。それから、もう一つございます。年末年始——12月28日から1月4日まで休館というふうな項目をわざわざ設けております。これをわざわざ管理運営規則に設けるということは、やはり何らかの理由があるのではないかというふうに考えられます。

一つ大きな理由としては、やはりメンテナンス、維持補修。美術館は、基本的に1年間のうち月曜日しか休館がございません。連続した休暇というのは、もうその期間しか、年末年始しかございませんので、そこに維持メンテナンス、改修工事を持っていくということも一つ考えられます。

それから、年末を1日早めるということは、収入料金が発生しますので、その処理の事務的な問題もあると。つまり、役場と同じ日にすると、次の日——役場だと29日ですね、が29日まで美術館を開けておくと、その日の29日の収入料金の収入が、手続きが会計課でできないという問題も出てきます。

それから年始4日までというのは、1日遅い日で設定にしておりますけど、これはやはり開館に向けての準備ということであります。特に美術館は、年末年始の6日間、実はエアコンをフル稼働させております。職員も実はその湿度の関係で毎日顔を覗かせているという状況もございます。

私、基本的には、この年末の29日から3日までは、やはり職員には休んでほしいという思いが今ございます。モチベーションを高めたりとか、満足度を高めるということが、ひいては観光客に対するサービスの向上につながるのではないかというふうに思っております。

で、矢掛本陣につきましては、これは個人の所有の方でございます。管理運用は、矢掛本陣を守る会がされております。旧矢掛本陣につきましては、団体客については、御相談があれば柔軟な対応をしているというふうにお聞きをしておるところでございます。

現時点で私の考えを述べましたが、産業観光課長が最後に申しましたように、民間の機運が盛り上がりを見せた時、それはまた再考、再び考えても良いのではないかなという気はいたしております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** はい。教育課長からも答弁いただきましたが、非常に完璧なできない理由をちょっと、当然そうだと思います。

だから、それゆえに私は最初申し上げました。観光客の方が今55万、これから100万、200万になった時に慌ててやるのもそうだし、先に体制を整えておくのはどうかなというような意味でございますので、また御理解をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、3番目の最後の質問に移らせていただきます。まちの駅でございますが、これはまちの駅について、まちの駅は道の駅と大きく違います。道の駅を設置できるのは、市町村又は市町村に代わる公的な団体であることが要件になっております。まちの駅が主に既存施設を活用して設置することを前提としておりまして、設置主体は行政・民間を問いません。また、まちの駅の機能は、休憩——トイレですね、それから、案内機能——まちの案内人、交流機能——出会い交流の場、連携——まちの駅間の連携ということになっております。つまり、必須アイテムとしましては、まちの駅の看板、まちの案内人、トイレ・休憩所、他地域の情報提供4点セットがあれば、官民間問わず設置できます。申請先は、これは民間の全国まちの駅連絡協議会であります。

まちの駅は、矢掛町内どこでも設置可能であり、来訪者の気楽な休憩所であり、来訪者の憩いの場になってくると思います。まちの駅の看板があれば、来訪者も安心して矢掛を回遊でき、矢掛の魅力を発

見されるのではないのでしょうか。道の駅を拠点にまちの駅を設置すれば、相乗効果によって街の活性化につながるとは思います。見解を伺います。

**○議長（花川大志君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** 12番浅野議員のまちの駅の御質問について、産業観光課からお答えいたします。本町は、町並みの景観保持と賑わいの創出のため古民家再生事業に取り組んでおり、平成26年2月にやかげ町家交流館を、令和3年3月に矢掛ビジターセンター間屋を整備いたしました。また、令和3年3月に、物販・飲食の提供のない、商店街全体でおもてなしをする、まるごと道の駅のコンセプトの下、道の駅山陽道やかげ宿を整備しております。さらに、令和5年10月には、やかげ西町イベント広場を整備し、玄関口である道の駅から商店街の西町まで来訪者を回遊させるハード整備を実施してきているところです。

やかげ町家交流館・矢掛ビジターセンター間屋・やかげ西町イベント広場は、既にまちの駅の機能は有しており、回遊性の向上、矢掛の魅力の深化に寄与しているものと認識しております。来訪者の休憩所、憩いの場となるまちの駅の設置については、民間の設置を推進し、民間事業者の活躍の場が大いに広がることを期待しております。

今後も、観光による官民一体となった協働のまちづくりを進め、民間活力との協働の元、賑わいを創出したいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 浅野君。

**○12番（浅野 毅君）** 答弁いただきまして、前向きに、いま現に、西町イベント広場とビジターセンター、まちの駅らしきものはある。もう当然、もう全くそのまま使えると思います。できれば、まちの駅の概念があまり知られてない面もあると思いますので、気楽にそのトイレ入って休憩してくださいというような、それから宣伝といいますかね、そういうためにも、ステッカーを、まちの駅っていうのがあるんで、そのへんの掲示を考えられたらというのがひとつと、また新しく民間の方でうちの庭を使ってもらってトイレを貸してやるっていうようなことがあれば、どんどんそういう方が増えれば、街の活性化にもなるし、お客さんも非常に助かるんじゃないかというようなこともございますので、また、御検討をお願いして、質問を終わります。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、3番福田京子君お願いいたします。福田君。

**○3番（福田京子君）** 議席番号3番福田京子でございます。通告に従い、福祉避難所の開設について、質問を始めさせていただきます。

まずは、本年元旦に能登半島地震により日本中が震かれました。たくさんの方々がお亡くなりになって、御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々が大変な生活を強いられておられることにお見舞い申し上げます。

さて、阪神淡路大震災、東日本大震災のような大きな災害の記憶は生々しく、矢掛町でも5年前、平成30年の西日本豪雨では小田川の堤防が決壊し、大規模な浸水による甚大な被害が発生しました。そして、南海トラフ地震の予測を気にしながらの生活が、今あります。

災害が我が身に起こった際、まずは身を守ることが最優先であることは言うまでもありません。そのためには、ひとつは平常時における準備、もうひとつは発災、つまり、災害が起こった時に身を守るた

めの避難場所に、そして、災害による危険がなくなるまで避難所に滞在することになります。

ここで避難所という言葉はよく聞きますが、福祉避難所とはあまり聞いたことがありません。2022年1月の統計ですが、その認知度、意味も場所もわかりますというのは5.6パーセントと大変低いものでした。

福祉避難所とは、災害対策基本法に規定される、災害が発生し災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な人々を対象に滞在させることを想定した二次的な避難所である。要配慮者というのは、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児と、その他特に配慮を要するもののことであるとあります。

矢掛町の防災ガイドブックやハザードマップには、福祉避難所の掲載はありませんでした。しかし、矢掛町のホームページにはちゃんと指定福祉避難所が載っております。しかしながら、それは高齢者支援の項目の中にあって、そのホームページの文言では、“災害時に、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者等が、安心して避難生活を送れる体制を整備した避難所のことです。”とあります。続けて、指定福祉避難所の対象者は、“身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するのには至らない程度の高齢者等であって、指定避難所での生活において特別な配慮を要する高齢者等、及びその家族”とあります。

この高齢者支援という項目の中にあって、対象者を身体等の状況、高齢者等といった、この漢字の“等”ですね、これを、こうした括りで表現をしております。障害者や乳幼児と、その他特に配慮を要するものという表現がなされなければ、福祉避難所対象者の存在から置き去りにされているような誤解を招きかねないと感じます。その真意をお尋ねいたします。

次に、福祉避難所は二次的避難所であるということですから、一旦は指定避難所に行った上で、対象者、家族及び支援者は、一、電話等で役場福祉介護課に指定避難所の利用を申請する。二、町対策本部と協議決定。必要性の高い人から優先的に決定する。三、申請者に連絡を取る。四、入所できるという4つの手順になります。

発災時には、協議決定どころか電話の聞き取り、やり取りも難しいのではないかと想像します。この手順にいささか疑問、不安を感じます。どのような展開になるのでしょうか、イメージができますでしょうか。どのような考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

そこで、平常時に福祉避難所の対象になり得るものの概数を把握して、対象者とその配慮のポイントをデータベースとし、定期的に名簿作成をしておくことは、あらかじめできるのではないかと考えます。もちろんここには個人情報満載されております。取り扱いには慎重を要するということは言うまでもありませんが。

また、提携先としている特別養護老人ホーム矢掛荘、介護老人保健施設たかつま荘、グループホーム本陣、小規模多機能ホームぼちぼち、介護老人施設リハヴィラポルソ矢掛がありますが、あらかじめ、割り振りを大まかにでもしておいて、被災状況を鑑みて調整をかけるということは可能なのではないかなと思います。そうした方向で考えることは、東日本大震災以降の反省を踏まえて、他県も含め、岡山県の意向へも近づくことができるのではないかと思います。

障害のある人のための福祉避難所の開設は、今や必須であると考えます。そのような方向性はないのかを問います。

避難所の災害発生後7日間の開設期間という基準は、延長が常態化していると指摘されています。そ

うした実態のある中、ホームページの“最大7日間利用できる”そこで切れております。そうした規定は現実に即していないと思います。福祉避難所利用の方々は、もっと時間が掛かる場合もある。容易に想像ができます。7日間で区切らねばならない根拠は、どこにあるのかをお尋ねしたいです。

また、外国からの方で、日本語に不慣れな人や地域の実情に疎い人にも配慮が必要であると考えますが、現状ではどのようなことが配慮なされているのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 3番福田議員の御質問、福祉避難所の開設について、福祉介護課からお答えいたします。

福祉避難所について、5つの御質問をいただきました。1点目の御質問、指定福祉避難所の対象者について、2点目の御質問、福祉避難所利用の流れについて、3点目の御質問、障害のある方のための福祉避難所について、併せてお答えさせていただきます。

指定福祉避難所の対象者は、一般の避難所での生活において特別な配慮を必要とする要配慮者であり、この要配慮者は、要介護状態にある方、障害のある方、認知症のある方、指定難病にかかっている方、その他町災害対策本部が認めた者となっています。

指定福祉避難所は、町と協定書を締結した5か所の施設となっていますが、受け入れる人数も限りがございますので、特別な配慮のいる方につきましては、役場福祉介護課へ連絡をいただくようにしております。申請をいただきますと、より必要性の高い方から優先的に指定福祉避難所へ入所していただくことになっています。

この時、以前は一旦、一般の避難所へ避難し、その後福祉避難所へ移動するようになっておりましたが、令和3年5月に災害対策基本法等が改正されたことに伴い、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定され、指定福祉避難所へ直接避難することができるようになりました。この場合も、役場に申請し決定してからの移動になります。施設の安全性の確認や受入体制が整ってからになります。まずは、避難される方の身の安全を確保することを第一に考えて、避難をしていただきたいと思います。

また、町が協定を締結している5施設は、全て介護保険施設となっております。一部障害者の方の受入れ可能な施設もありますが、障害者、妊産婦、乳児については、別の避難場所を確保しております。

障害の特性により大勢での避難生活が困難な方については、指定避難所が学校の場合は、教室等静かな環境が確保される場所。また、指定避難所が海洋センターの場合は、会議室等静かな環境が確保できる場所を避難場所としております。妊産婦、乳児は、健康状態により一般の避難者よりも配慮が必要なため、健康管理センター和室を避難場所としています。どちらの場合も、御利用いただくには指定避難所の受付へ申し出ていただくことになります。

これらのことも含め、ホームページ等への表記につきましては、わかりやすく誤解を招かないよう工夫をまいります。

次に4点目の御質問、福祉避難所の開設が、災害発生から7日間とされている根拠についてでございますが、これは、国の災害救助法により避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日間以内と規定されていることにより、福祉避難所の開設期間も7日間と定めております。しかし、この設置期間を過ぎる場合は、状況により延長できることが定められております。

最後に5点目の御質問、外国の方に対する配慮についてでございますが、これは、福祉避難所としてではなく、災害時の対応という点で答えさせていただきます。地域で生活する日本語に不慣れな外国人

の方へは、緊急時の対応や日頃の生活の相談も含め、一般財団法人岡山県国際交流協会を紹介しております。

災害時には、自助、共助が重要になってまいります。日頃から、地域でのコミュニケーションを図っていただいたり、雇用の関係で在住している外国人の方については、事業所でも御配慮をいただきたいと思えます。

矢掛町には、令和6年1月末時点で19か国、394人の外国人の方が居住しておられ、対応も一様とはまいません。更に充実すべき今後の課題と考えております。

災害はいつ起こるかわかりません。平常時から、災害に対する備えを行い、万が一災害が起こった時にどう行動するかを事前に考えておかなければなりません。そのためにも、議員も御承知のとおり、町では、自ら避難することが困難で避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者が、円滑かつ迅速に避難を図ることができるよう個別避難計画を作成するよう進めております。

自主防災組織、あるいは町内会・自治会の御協力をいただきながら、避難行動要支援者ごとにこの個別避難計画を作成し、避難を支援する人、避難場所、避難経路を事前に決めておき、町も一緒になって万が一の時の行動につなげていきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3番（福田京子君）** どうもありがとうございました。担当課の御答弁で福祉避難所とはどんなものなのか、改めて説明をいただきました。

一般の避難所とは違い、通常の避難所では生活に支障のある要配慮者を受け入れる避難所であることの認識を持って、お聞きいたします。

避難行動要支援者とは、主として、高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者との理解に立って、三つの観点からお伺いします。

そうした人たちの人数は、把握できているのでしょうか。その内訳は、個々それぞれに事情は異なるはずですが、避難行動要支援者名簿、これは平成25年の災害対策基本法で決められているようですが、どのような方法で作成なさっているのでしょうか。

実は、自治体が直接にというのが、それが基本というふうにガイドラインにはあるのですが、町内会だとか自治会だとかの協力が欠かせない現状であろうと推測いたします。実際の現場の実態はどうなのでしょう。

また、個人情報との絡みもあって生易しくはないと思えます。加えて、対象者の数は流動的であると思えます。どれくらいの間隔で、その名簿の確認をなさっているのでしょうか。その名簿作成には、要支援者の意向は反映されているのでしょうか。避難行動要支援者名簿の台帳は、どこにあって、誰が共有することになっているのでしょうか。矢掛町での実態をお尋ねします。

2つ目、あらかじめ福祉避難所ごとに受入対象者の調整を行うことも有効と言われています。先ほどの令和3年5月改定のガイドラインにも直接福祉避難所へ向かうといった避難の仕方について、そういうのがありますが、矢掛町としてはどう捉えているのでしょうか。今後の方向性としてはどうなのでしょう？

ガイドラインにも明記してあるように、個別避難計画作成の段階で、全てこの計画作成ができていれば掴めるかなと思えますが、まだ、完成してないのではないかなと思われ、現段階では、これは難しいの

かなとは思われます。

福祉避難所は公示をする必要があるというふうになっておりますが、その周知の方法には、相手の方を慮ったどのような工夫をなさっているのでしょうか。

3 丁目、また、個別避難計画というのはどの程度まで進んでいるのでしょうか。この言葉を初めて耳にする方もあるかもしれません。どのようなもので、どんな時に使うものなのか、お伺いをいたします。お願いします。

**○議長（花川大志君）** 福祉介護課長。

**○福祉介護課長（稲田由紀子君）** 3 番福田議員の再質問に福祉介護課からお答えいたします。

まず 1 点目の避難行動要支援者名簿についてですが、避難行動要支援者名簿とは、災害時に自力で避難することが困難な人に対する支援体制を整備するために、平常時から、同意方式により、避難行動要支援者の住所や必要な支援情報を把握し、これを台帳に登録しています。

対象者は、65 歳以上の一人暮らしの方又は 65 歳以上のみの世帯、また、要介護 3 以上で寝たきりや認知症の症状にある方、身体障害者等の手帳の交付を受けている方等になります。令和 5 年 4 月 1 日現在で 415 名の方が登録されています。

この名簿は、毎年 12 月頃に、民生委員が状況に変更がないか、また、新たな登録者はいないかの調査を行ってくださっています。

そして、この名簿は地域防災計画に示してありますが、登録者本人の同意を得て、災害の発生に備え、消防署、消防団、警察署、民生委員、社会福祉協議会等へ情報を提供しております。

次に、2 点目、福祉避難所の公示についてお答えいたします。先ほど、指定福祉避難所は 5 か所あると申し上げましたが、この 5 か所について、矢掛町ホームページや広報紙に示しています。また、避難の仕方について、指定福祉避難所への入所が決定すれば、直接福祉避難所へ向かうことも可能です。福祉避難所の受入人数にも限りがございますので、より必要性の高い方から避難していただくことになります。

次に 3 点目、個別避難計画についてですが、これは、避難行動要支援者名簿に登録がある方のうち、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する方について作成するものです。内容としましては、災害に備え、避難をサポートする人、避難場所、避難経路を決めておくものになります。現在、美川地区、矢掛地区で計 21 名の方の個別避難計画が作成されています。

町では、真に必要な方について、令和 8 年度までの完成を目指しています。

災害への備えとして、万が一災害が起こった時、どう避難につながるかを考えておくことは、大変重要なことです。この個別避難計画の作成については、町も支援を行っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 福田君。

**○3 番（福田京子君）** ありがとうございます。万が一にも起こって欲しくはない災害ではありますが、発災時には誰でもが、特に、障害があっても遠慮することなく同じように、よりスムーズに避難できる場所とその方法の確立を望んでおります。

福祉避難所の開設にあたっては、要支援者もより安心してより安全な避難生活が送れるよう、具体的配慮を求めるものです。

災害関連死の観点から見ると、人口の約 9 パーセントの方々が、いわゆる障害者であると統計があり

ます。東日本震災においては、災害関連死に認定された方の約 21 パーセント、5 人に 1 人が障害者手帳を所持しておりました。熊本地震の際には、28 パーセントの方々が手帳の所持者であったという話も耳にしております。

障害のある方は、大変リスクの高い立場であることの理解をして、配慮を求めるものです。

避難行動要支援者、特に障害者が福祉避難所へ入所することは、受入人数との兼ね合いで、物理的にも難しい場合が多いと想定できます。

矢掛町の現状においても、人数的に大きな隔たりがあると感じます。だからこそ、障害者のその特性に合わせた福祉避難所の開設を強く望むものです。

そこで、先の答弁で、小学校体育館では教室を、海洋センターでは会議室をとの配慮を考えてくださっているとのこと。これは評価に値することだと思います。

しかし、これは空間の確保、いわゆるカームダウンスペースと呼ばれるパニックになった時に落ち着けるといった静かな空間の確保という面では大変有効であります。しかしながら、今後は、単なる空間の確保に加えて、バリアフリーだとか障害者用トイレだとかスロープの設置だとか、発災時には、そういった利用をすること、それを想定したハード面での充実を、また車椅子、杖、ストーマ装具などの備蓄を要望いたします。また、生活相談員や福祉関係職員を確保して配備させるなどソフト面にも配慮を要望いたします。

個別避難計画作成については、1 日も早く完成できることを期待いたしております。備えあれば憂いなしで生活をしていきたいものです。

70 周年記念の総合防災フェア実施のお話が出ましたが、その際には、福祉への視点を大きく持ってもらって開催して下さること、期待しております。

今回、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（花川大志君）** 続きまして、4 番岸野榮治君お願いいたします。岸野君。

**○4 番（岸野榮治君）** 議席 4 番岸野榮治でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。小田川（嵐山）かわまちづくり事業の概要と運営について、問います。

矢掛町では歴史的な町並みを活かしたまちづくりに取り組んでおり、重伝建地区と平行して流れる小田川・嵐山近辺の水辺についても、地域の魅力の向上や観光振興を重層的に推進するためにかわまちづくり事業を進めていると承知しております。

既にメディアでも公表されていますが、オートキャンプ場、ビオトープ、親水広場、水上アクティビティ、嵐山公園の再整備やホテルの育成など、町民にとってもこの事業は期待できるものであります。

しかし、各施設の整備や運営内容についてはまだ詳細設計が公開されていない事もあり、町民の間では「これからどう展開していくのか？」という期待とも不安とも言える感情がささやかれております。

そこで、そういった町民の懸念について次の点を問います。1 つ目、ハード整備事業のうち、岡山県が実施するもの、町が実施するもの、それぞれの内容はこういったものか。2 つ目、ソフト施策事業では、県、町、民間事業者、地域住民等がどういう立ち位置で各施設の運営に関わっていくのか。3 つ目、施設運営については指定管理者制度を採るとのことですが、その選定について、町の方針と現況の詳細を問います。4 つ目、現在、小田川（嵐山）かわまちづくり協議会において意見や提案を反映した事業計画案の推進がなされていると承知しているが、町として全体的な方針・方向性について見解を問います。

以上、町全体としての協議過程を経てこそ完成後の利用、特に町民が親しみやすく利用しやすい憩いの場にしていただきたい、そうあって欲しいとの観点から問います。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の御質問、小田川（嵐山）かわまちづくり事業の概要と運営について、4点の御質問に建設課よりお答えさせていただきます。

1 点目の御質問、ハード整備のうち、岡山県と矢掛町のそれぞれの内容についてでございますが、オートキャンプ場・ビオトープ・管理棟・駐車場・防災公園を矢掛町で、階段式護岸・親水広場については岡山県で整備予定でございます。

2 点目のソフト施策事業での各施設の関わりについてでございますが、施設全般といたしまして、岡山県は河川管理者、町は事業推進主体、民間事業者は施設運営者、地域住民の皆様にはかわまちづくり協議会や5月に開催予定の町民説明会等を通じて御意見を頂戴し、知恵や想いを共有し続けたいと考えております。

3 点目の施設運営に関する指定管理者制度の方針と現況でございますが、指定管理候補者として既に公表しておりますとおり、株式会社モンベルホールディングスを選定しております。

かわまちづくり計画においては、登録申請時より、積極的に民間事業者を巻き込んで事業展開することが求められており、矢掛町においても、本施設の管理運営については、民間事業者等が有する専門知識やノウハウ、経営能力などを活用して、効果的かつ効率的な施設運営を実現するため指定管理者制度を導入し、柔軟かつ魅力的なサービス提供を図りたいと考えております。

指定管理者制度の導入にあたり、これまでどおり施設整備後に指定管理者を選定した場合には民間事業者のノウハウを最大限発揮することができない課題があることから、早期に指定管理候補者を選定し、候補者の意見を反映させながら設計や建設、開業に係わる諸準備を行うためとして指定管理候補者を募集し、選考委員会の選定を経て決定しております。なお、選定の詳細に関しましては既に、町のホームページで公開しておりますので御覧いただければと存じます。

4 点目の町としての全体的な方針・方向性についての見解でございます。このかわまちづくり事業は、小田川の水辺を整備、利用に係わる取組により地域の魅力向上や観光振興の促進を図ります。アウトドアといった従来にはない新しい切り口で若者世代の交流人口の増加を計り、まるごと道の駅構想を町内全域に広げていくことを想定しております。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 担当の建設課より答弁を伺いました。

そこで再質問として、指定管理候補者の選定には、選定委員会を設置し、プレゼンテーションやヒアリングを実施して決定されています。先ほどの答弁では、指定管理候補者に、設計や建築、開業に係わる諸準備に意見を提案していただき、本町と一体となって取り組むとのことでしたが、選定した株式会社モンベルホールディングスは、どんな専門知識やノウハウがあるのかを問います。

また、町全体として、完成後の小田川（嵐山）かわまちキャンプ場が、町民にとっても親しみやすく、憩いの場になるべく取り組まれると思いますが、担当課長のお考えを伺いたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

**○議長（花川大志君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊孝一君）** 4番岸野議員の2点の再質問について、建設課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の指定管理候補者に選定された株式会社モンベルホールディングスの専門知識やノウハウについてでございますが、株式会社モンベルホールディングスは大阪に本社を持つモンベルグループのグループ企業でございます。グループ企業の中で、主に野外活動施設運営等を事業内容とする会社でございます。

現在のキャンプ場運営の実績は福岡県、高知県、愛媛県などでございます。併せて、各施設において、カヌーやサップの水上アクティビティ、トレッキングやアウトドアクッキング、キッズキャンプ、レンタサイクル、防災体験など幅広いアウトドア体験プログラムを展開をしております。これらの、運営等で培った経験やノウハウを本町のやかげ小田川・嵐山かわまちキャンプ場での施設管理運営に十分に生かすことができ、またグループ全体からの新たな取組や提案にも期待しているところでございます。

2点目のこの事業への担当課長の考えを述べよとの事でございますが、私見と希望を交えて述べさせていただきますと存じます。先程の答弁でも少し触れさせていただきましたが、このかわまち事業は本町では、これまでにないアウトドアを基軸とした新たな取組でございます。道の駅と連携し、アウトドアが初めての人でもアウトドアを体験し、楽しめるきっかけとなるような施設にしたいと考えています。

賑わいの創設はもちろんのこと、これまでに矢掛町に來たことのない方、矢掛町を知らない方や子育て世代、若い世代の方々にも本町を知っていただく、訪れていただく絶好の機会であると考えます。

そのために、モンベルグループといったアウトドア用品の製造・卸・販売・イベント運営企画などを幅広く手掛けるアウトドアの専門家とタッグを組めたことは本町にとって非常に有意義なことであると思います。

かわまちを拠点とした、亀島キャンプ場やはなしの里などとの連携を計り、町内全域への波及効果も期待しています。

町内には、各地に、初心者でも可能なトレッキングコースやサイクリングコースがあります。町民の皆様にもアウトドアを通じて健康づくりの拠点として役立てたいと考えております。

また、広域連携も視野に入れ、施設整備を進めてまいります。既に倉敷市や井原市からは、小田川のかわまちで連携を図って行きたいなどのお申入れもございます。今後、町民の皆様や協議会及び関係者、指定管理候補者などの御意見を頂戴しながら詳細な施設整備計画を作成してまいります。

町民の皆様、議員の皆様の御理解・御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○議長（花川大志君）** 岸野君。

**○4番（岸野榮治君）** 建設課長の御答弁を伺いました。町内全域に影響を波及させることや広域連携を視野に入れていることなどを答弁いただきました。

町民の皆様、特に子育ての世代の方から、この事業に期待する声も多く聞いております。関係者の調整等は大変だとは思いますが、山岡町長をはじめ職員一丸となって、町民皆様の期待に沿える施設にさせていただくことを強くお願い申し上げて、質問を終わります。

~~~~~

○議長（花川大志君） 以上で、通告のありました議員の方々からの一般質問は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 7 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花川大志君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は、明日 7 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午後 3 時 2 8 分 散会